

阿久根市 環境基本計画

自然と人が共生するまち

〔第2次改訂版〕（案）



平成 27 年度

鹿児島県阿久根市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景及び目的	2
2 計画の位置づけ	8
3 計画の期間	9
4 計画の区域と将来人口	9
5 計画の対象範囲	10
6 計画の策定体制	10
第2章 あくねの環境	11
1 阿久根市の概要	12
2 生活環境に係る現状	16
3 自然環境に係る現状	25
4 地球環境に係る現状	33
5 計画策定に向けたポイント	35
第3章 あくねの環境像	38
1 基本理念	39
2 目指すべき環境像	40
3 基本的方向	41
4 環境目標	43
第4章 重点目標及び重点施策	44
1 「環境を大切におもう意識を育てる」ための重点目標及び重点施策	45
2 「やすらぎのある快適な生活環境づくり」のための重点目標及び重点施策	47
3 「豊かな自然を守り育てる」ための重点目標及び重点施策	50
4 「自然や文化にふれあうことができる」ための重点目標及び重点施策	52
5 「地球環境の保全と循環型地域社会づくり」のための重点目標及び重点施策	54

第5章 市民・事業者の取組	58
1 市民の取組	59
2 事業者の取組	64
第6章 計画の推進体制等	68
1 計画の推進体制	69
2 計画の普及	70
3 環境情報システムの整備（情報提供体制づくり）	70
4 調査・研究の推進	71
5 行政内部の連携・調整（進行管理）及び関係機関との連携強化	71
資料編	72
1 用語の解説	73
2 環境目標に係る各種基準等（参考）	100
3 阿久根市環境基本条例	104

第 1 章

計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景及び目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の区域と将来人口
- 5 計画の対象範囲
- 6 計画の策定体制

1 計画策定の背景及び目的

(1) 環境問題を取りまく情勢

① 国内外の動向

私たちの日常生活や通常の事業活動は、様々な面から環境に負荷を与えており、特にPM2.5やエルニーニョ現象による大気汚染や大気変動、温暖化によるものと思われる自然災害の発生など、今日の多くの環境問題の要因となっています。

社会経済活動が原因となる環境負荷に関係する要素として、例えば、単身世帯の増加、新たな電化製品の普及、24時間対応の店舗やサービスの急増など、私たちのライフスタイルが変化してきていることが挙げられます。

こうした変化を背景に、業務部門や家庭部門のエネルギー使用が大きく増加することで、化石燃料資源を枯渇させるだけではなく、温室効果ガスの排出による地球温暖化などといった形で私たちの日常生活に影響を与えています。また、平成23年3月の東京電力(株)福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質は、広範囲に環境汚染をもたらしました。さらに電力不足への対応に伴う化石燃料使用量増加による温室効果ガス排出量の削減率悪化など環境分野での新たな課題も生じています。

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造が定着したことにより、最終処分場の残余容量のひっ迫や不法投棄などが、深刻な問題となっていると同時に、廃棄物の処理自体にも多くのエネルギーを要しています。

このほか、工場排水や堆肥、生活排水に含まれる窒素、リンの増加によって湖沼や内湾が富栄養化することで赤潮が発生し、水生生物の生育・生息や水域利用上の障害などの影響を生じています。さらに、外来生物による生態系や農林水産業への被害も発生し、国民の生活を脅かすような問題も生じています。

環境的側面、社会的側面、経済的側面が複雑にかかわっている現代の環境問題を解決するため、国においては、平成5年11月に「環境基本法」を制定し、翌6年に「環境基本計画」、平成24年4月には「第四次環境基本計画」を策定しました。

この第四次環境基本計画では、東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項、放射性物質による環境汚染からの回復等の二項目を

新たに追加し、持続可能な社会を構築する上で、「安全」の確保を前提に「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」の三点を各分野に共通する重点分野と位置づけて取組を進めることとしています。

鹿児島県では、県「地球温暖化対策推進条例」（平成22年3月）の制定や「県地球温暖化対策実行計画」、「県新エネルギー導入ビジョン」、「県廃棄物処理計画」、「第4期池田湖水質環境管理計画」（平成23年3月）の策定・改定など環境を巡る情勢の変化や新たな課題が生じてきており、これらに適切に対応するとともに、本県のあるべき姿や進むべき方向性を明らかにした「かごしま将来ビジョン」（平成20年3月）と整合性を図るなど、総合的に施策を展開しています。

② 阿久根市の動向

本市では、平成22年度から「第5次阿久根市総合計画」を推進し、このなかで「自然と人が共生するまち」を「あるべきまちの姿」としたまちづくり施策の展開を掲げています。

まちづくりの理念及び都市像「第5次阿久根市総合計画」

あるべきまちの姿	自然と人が共生するまち
基本目標	誰もが安心していきいきと暮らせるまち
	自然と共生し快適で住みよいまち
	地域の特性を生かし豊かさが実感できるまち
	豊かな人と文化をはぐくみ瞳かがやくまち
	一人ひとりが主役の誇りの持てるまち

本市のまちづくりのあるべきまちの姿「自然と人が共生するまち」を実現するための施策のひとつとして、「阿久根市環境基本条例」が平成13年4月に施行しました。

「阿久根市環境基本条例」の中では、環境の保全や回復を図り、環境への負

荷の少ない社会づくりの指針とするために、「阿久根市環境基本計画」の策定を義務づけています。

○阿久根市環境基本条例

環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、阿久根市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

これを受けて、本市では「阿久根市環境基本計画」を平成15年3月に策定し、「環境を大切におもう意識を育てる」、「やすらぎのある快適な生活環境づくり」、「豊かな自然を守り育てる」、「自然や文化にふれあうことができる」、「地球環境の保全と循環型地域社会づくり」を5つの基本的方向と位置づけ、実現のための施策を実行してきました。

このほかにも、平成18年3月に「環境美化条例」を制定し、市民の環境美化への積極的な参加と責任の明確化を図るとともに、北薩広域行政事務組合で策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を受けた「一般廃棄物処理実施計画」や「生活排水処理基本計画」、「分別収集計画」、「地球温暖化防止活動計画」など関連する計画を策定し、その実施に努めてきました。

主な実施状況としては、次のとおりです。

一般廃棄物の処理としては、衛生自治会と連携して20種類に分別した家庭

ごみを市の指定袋で分別収集し、再資源化できるものは民間業者による中間処理をした後に再商品化業者等に引き渡し、一部は有償売却してその益金は市のごみ処理経費や各区のステーション管理費に還元しています。

平成26年10月からは、生ごみ堆肥化モデル事業を取り組んで循環型社会の構築に取り組んでいます。また、再資源化できないものは、北薩広域行政事務組合環境センターなどの処理施設にて適正に処分する体制を確立することができました。

自然環境保護の分野では、地球温暖化対策として、公用車への低公害車の積極的な導入、公共用水域の保全対策として、水質を監視するため主要な河川及び海水浴場の水質検査の実施、生活排水処理対策として、小型合併処理浄化槽の設置者に対する助成の実施、希少動植物種保護対策として、地域住民による海岸清掃、ウミガメパトロールや子どもたちを対象とした海岸での自然体験学習の実施等を通じて自然環境保護に対する意識の定着を図ることができました。

そして、平成25年度から海岸漂着物対策として、海岸における良好な景観及び環境の保全を進めるために、海岸漂着物等の処理を行う海岸漂着物対策推進事業に取り組んでいます。

このほか、不法投棄や悪臭・騒音・振動等の公害対策として、警察等との連携強化によるパトロールや不法投棄防止の広報活動、啓発看板の設置などを行い、悪臭等の苦情については、施設などに対し発生源の設備の改善、環境整備の指導を実施しました。

この結果、平成18年に環境省が発表した「快水浴場百選」において、市内の2海水浴場が選ばれるなど一定の成果がありました。

今日の環境問題はこれまで以上に複雑化し、産業活動のみならず市民生活などから発生する環境負荷も大きくなっています。本市でも、地域だけの問題という枠にとらわれず、地球規模で環境問題をみつめ、市民一人ひとりが環境に配慮した行動に努めなければなりません。

○阿久根市環境美化条例（抜粋）

（市民等の責務）

第4条 市民は、自宅周辺を清潔に保つなど、美しい自然及び良好な生活環境の確保に資するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、相手に協力して、自主的に環境美化活動を推進するよう努めなければならない。

3 市民等は、公共の場所等において自ら生じさせた空き缶、吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器に収納するなど適切に処理しなければならない。

4 市民等は、この条例の目的を達成するため、市、事業者、関係行政機関が実施する環境美化に関する施策、活動、事業等に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その社会的責任を自覚し、自己の施設及びその周辺を清潔に保つなど、美しい自然及び良好な生活環境の確保に資するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の責務について、従業員その他事業活動等に従事する者に周知しなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市、関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

（占有者等の責務）

第6条 占有者等は、その所有し、占用し、又は管理する土地、建物又は工作物（以下「管理地等」という。）及びこれらの周辺を清潔に保ち、みだりにごみが捨てられることのないように適正に管理しなければならない。

2 占有者等は、その管理地等にごみが捨てられた場合において、投棄した者が判明しないときは、自らの責任において適切に処理しなければならない。

（禁止行為等）

第7条 何人も、みだりに空き缶、吸い殻等を公共の場所等に捨ててはならない。

2 犬その他愛玩動物の所有者又は管理者は、当該動物を適正に飼養管理するとともに、みだりにふんを公共の場所等に放置してはならない。

3 何人も、公共の場所等においてみだりに置き看板、のぼり旗、はり札等又は商品その他の物品を放置（設置する権限のない場所に設置する場合は、放置とみなす。）してはならな

い。

（ごみの散乱防止に関する責務）

第8条 容器入りの飲料又は食料を販売（自動販売機による販売を含む。）する者は、空き缶、空き瓶等の容器及び包装の散乱防止について市民等への啓発を行うとともに、その販売する場所（自動販売機の設置場所を含む。）に回収容器を設けるなど、適正な回収に努めなければならない。

2 公共の場所等で祭り、大会その他複数の者が集会する行事を主催する者は、空き缶、吸い殻等の散乱防止について市民等へ啓発を行うとともに、空き缶、吸い殻等が散乱している場合には、その場所を清掃しなければならない。

3 屋外広告物を掲出し、又はちらしその他の宣伝物（以下「ちらし等」という。）を配布しようとする者は、街の美観に配慮するよう努めるとともに、そのちらし等が散乱している場合においては、速やかにこれを回収し、当該公共の場所等を清掃しなければならない。

（２）計画策定の目的

「阿久根市環境基本計画」は、環境問題を取り巻く様々な背景や情勢を念頭に置き、本市において循環型社会形成及び環境に配慮した持続可能な地域づくりを進めていくために、環境負荷の少ない行動を実践し、阿久根にふさわしい地域環境のあり方を明らかにすることを目的とします。

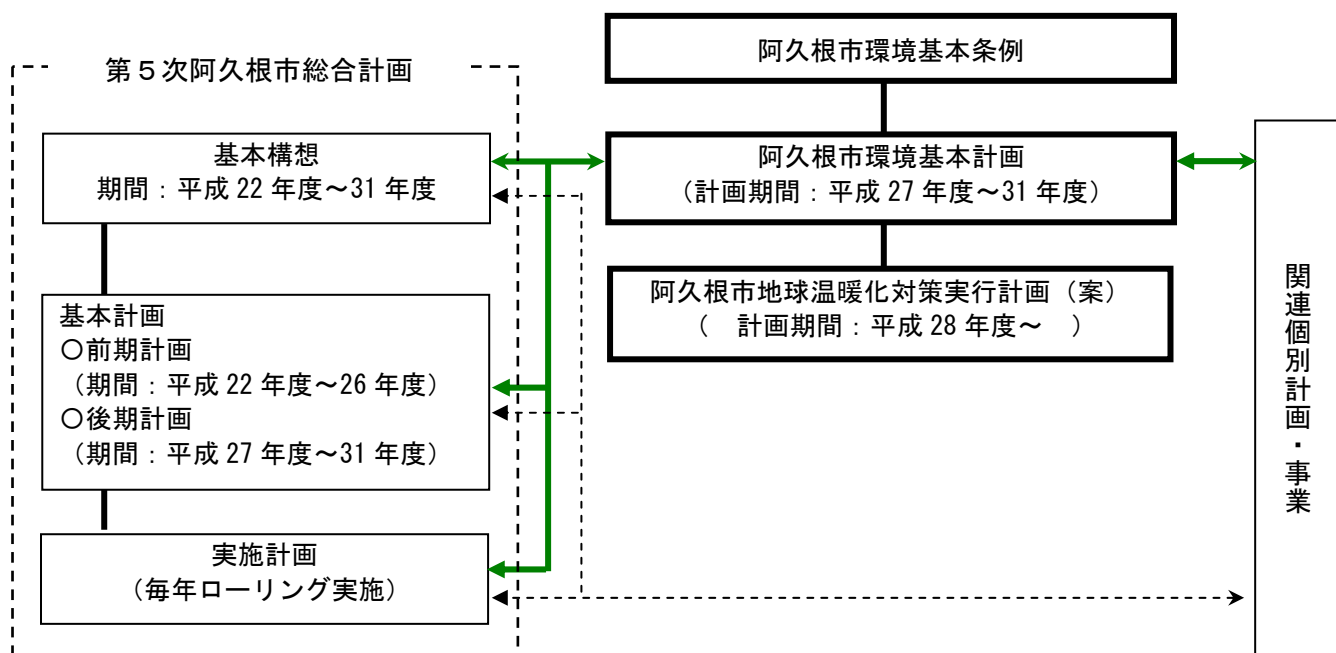
また、環境に配慮した新たな行政の展開を図るために、本市の自然的、社会的な条件に応じた施策を体系化し、様々な施策手法を有機的に組み合わせるとともに、市民・事業者・市行政の自主的・主体的な取組と相互のパートナーシップにより、本市の目指すべき環境像と目標の実現に向け、総合的に環境施策の推進・管理・実行するための方針・道筋を示します。

2 計画の位置づけ

「阿久根市環境基本計画」は「第5次阿久根市総合計画」や「阿久根市環境基本条例」の理念に基づいて、関連する個別の計画、実施計画及び事業計画と整合を図り、本市における環境に配慮した行政を展開していくための基本的な考え方を示す計画です。

今後も本計画の内容をもとに、必要に応じて環境施策に係る個別の実施計画を策定するなどして、具体的で実効性のある取組を進めていきます。

阿久根市環境基本計画の位置づけ



3 計画の期間

本市の上位計画である「第5次阿久根市総合計画」と整合を図るため、本計画の期間を平成27年度～平成31年度の5年間とします。また、将来の環境をめぐる情勢の変化などに対応しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の目標年度	平成31年度
計画の期間	平成27年度～平成31年度（5年間）
計画の方式	適宜見直しを行うローリング方式

4 計画の区域と将来人口

本計画の対象区域は、平成27年1月1日現在の市域全域134.28km²とします。

ただし、周辺市町との広域的な配慮が必要となる場合については、これを加味した計画内容とします。

将来人口（平成32年度）は「第5次阿久根市総合計画」で想定する20,665人として、計画を推進します。

5 計画の対象範囲

計画で取り扱う環境分野は、生活環境（公害等）、快適環境（都市基盤整備等）、自然環境（生態系等）地球環境（温暖化、オゾン層破壊、資源リサイクル等）、環境保全のための仕組みづくり（環境教育等）とします。

なお、必要に応じて、本計画で取り扱う分野の見直しを行います

◇ 阿久根市環境基本計画で取り扱う範囲 ◇

生 活 環 境	都市・生活型公害，化学物質 他
快 適 環 境	都市基盤整備，都市アメニティ 他
自 然 環 境	生態系，水辺，緑，生き物 他
地 球 環 境	温暖化，オゾン層の破壊，酸性雨，資源リサイクル，廃棄物 他
仕 組 み づ く り	環境学習，環境教育，環境情報提供 他

6 計画の策定体制

計画の策定体制は、「環境審議会」を上層機関として、関係機関と合議し、策定を行いました。

○**環境審議会**：学識経験者，市民団体・事業者などの代表者で構成する環境施策について審議を行う機関。行政が掲げる環境施策に対し，学識的観点，各分野の専門的観点，住民・事業者の観点から審議を行い，環境施策の可否を決定します。

第2章

あくねの環境

- 1 阿久根市の概要
- 2 生活環境に係る現状
- 3 自然環境に係る現状
- 4 地球環境に係る現状
- 5 計画策定に向けたポイント

1. 阿久根市の概要

(1) 市の沿革

阿久根の地一帯は、平安時代に英祢院^{あぐね}と称しており、その院司に任命された英祢氏によって統治されていました。後に英祢は莫祢とも書かれ、16世紀中頃、9代島津良忠のとき「阿久根」に変えたといわれています。市の成り立ちは、廃藩置県後1872年（明治5年）に阿久根郷、1889年（明治22年）に阿久根村となり、1952年（昭和27年）に阿久根町が市制を施行、1955年（昭和30年）に三笠町を合併して現在の阿久根市に至っています。高松川河口の阿久根港を中心に市街地が開け、温暖な気候を生かした農林業、黒潮が運ぶ漁業資源を活用した水産業の振興により発展してきました。延長40kmに及ぶ海岸線を有し、古くから海陸交通の要衝として海運業や海外貿易に栄え、現在も天草諸島や長島方面への航路起点となっています。近年では「食のまち」として、新鮮な魚介類や豊かな農林産物を全国に発信しています。

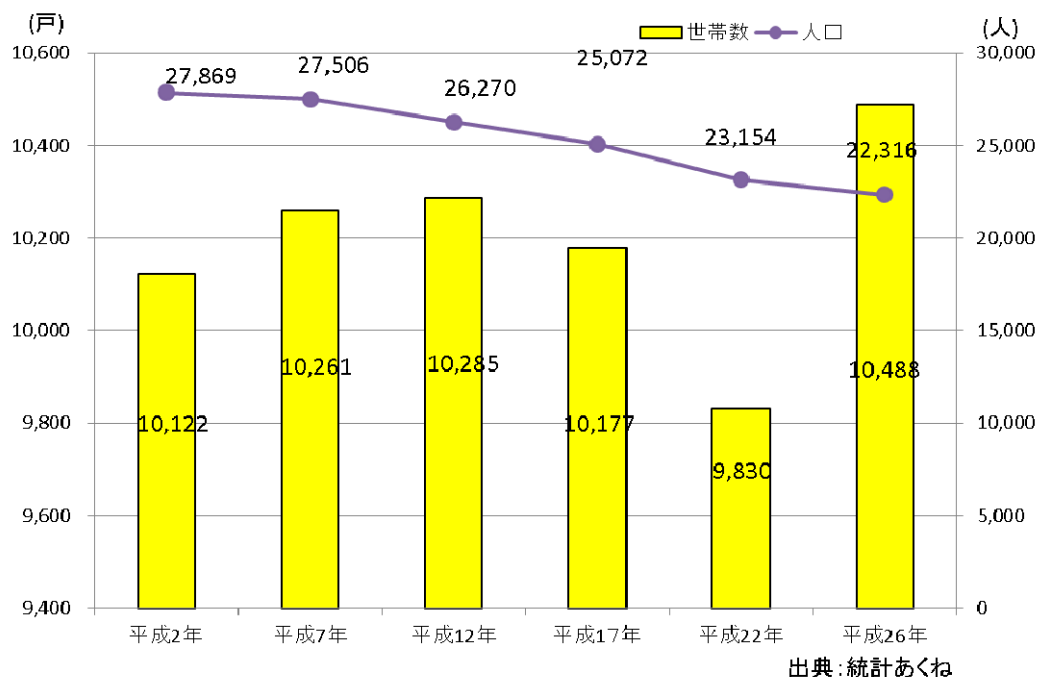


◇ 阿久根市の位置図 ◇

(2) 人口・世帯数

本市の人口は、三笠町と合併した昭和30年をピークに減少する傾向にあり、平成26年10月1日現在の住民基本登録人口数22,316人となっています。

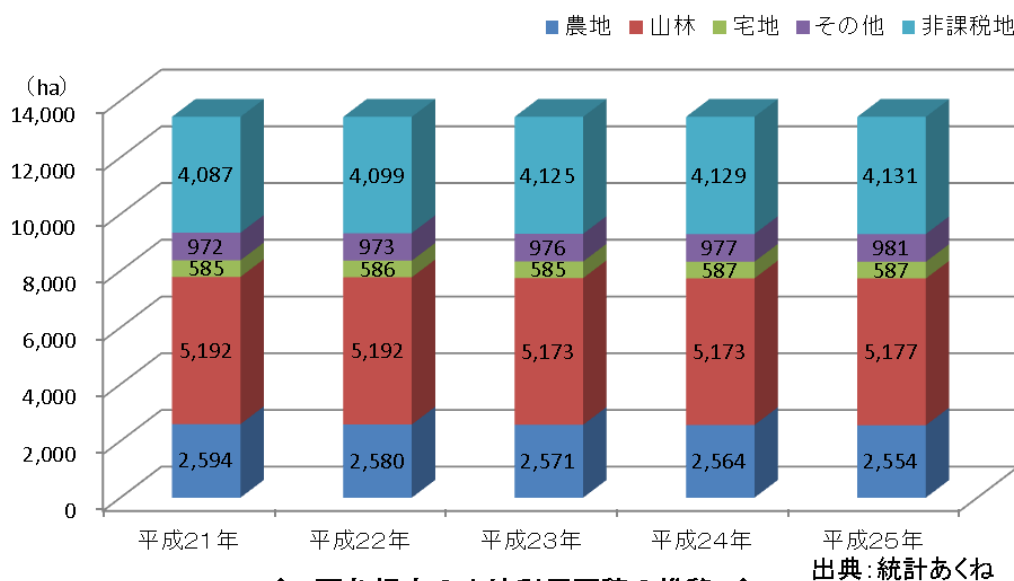
1世帯当たりの人口は減少する傾向にあり、平成26年10月1日現在では、2.13人/世帯となっています。



◇ 阿久根市の総人口及び世帯数の推移 ◇

(3) 土地利用

本市の土地利用状況は、近年では「農地」が減少する傾向にあります。



◇ 阿久根市の土地利用面積の推移 ◇

(4) 交通

本市で自動車の交通量が最も多い路線は、国道3号です。高規格幹線道路である南九州西回り自動車道の整備も進められています。自動車保有状況の推移は、保有台数は横ばい状況であり、保有率は増加傾向にあります。

また、鉄道は、肥薩おれんじ鉄道の駅として、阿久根駅を含む4駅が整備されているほか、各方面に向けたバス路線も整備されています。



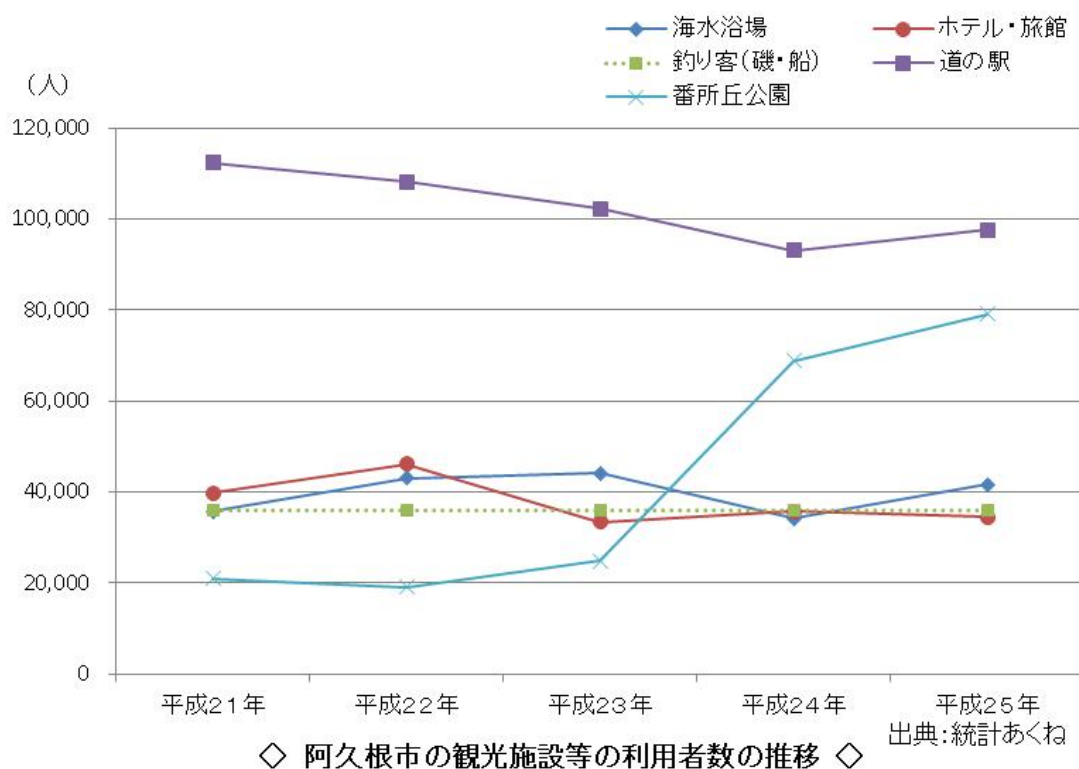
◇ 阿久根市の自動車保有台数・保有率の推移 ◇



◇ 阿久根市の地形図 ◇

(5) 観光

本市の観光施設等の利用者数の推移は、番所丘公園は増加傾向であり、道の駅は減少傾向にあります。また、ほかの観光施設については、ほぼ横ばい状態で推移しています。



2. 生活環境に係る現状

(1) 大気環境（大気汚染、騒音、振動など）

本市の大気の状態は、過去に、二酸化窒素（NO₂）、一酸化炭素（CO）について大気質の現地調査が実施され、環境基準と比較すると良好な結果となっています。また、本市周辺の大気汚染常時監視測定の結果では、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化硫黄（SO₂）、光化学オキシダント（O_x）、非メタン炭化水素（NMHC）といった測定項目について、環境基準を満たす良好な結果となっています。このことから、本市及びその周辺における大気の状態は良好といえます。しかしながら、近年において微小粒子物質（PM2.5）に関する濃度情報が発表されるなど健康への影響も懸念されています。

本市の騒音・振動の状態は、過去に騒音・振動の現地調査が実施され、環境基準や要請限度と比較すると良好な結果となっています。騒音に関しては、主な発生源として道路交通騒音が挙げられます。国道3号沿いは、比較的交通量が多いので、騒音による生活環境への影響が懸念されます。

○阿久根市における大気汚染物質測定結果（平成16年度）

	1日平均値(ppm)		環境基準
二酸化窒素(NO ₂)	最高値	最低値	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
	0.009	0.001	
一酸化炭素(CO)	最高値	最低値	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
	0.2	0.0	

出典：鹿児島県資料

備考1. 測定位置：阿久根市民会館

備考2. 測定期間：H16.9.2～H16.10.5

備考3. 「1日平均値」は測定期間の最高値及び最低値を表示

○阿久根市における騒音の現地測定結果(平成24年から26年)

基準時間帯騒音レベルと環境基準との比較

観測年度 及び観測地点	等価騒音レベル LAeq(デシベル)		環境基準 (デシベル)		環境基準適合状況 ○:適合、×:不適合	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
H24 阿久根市塩浜町	68	65	70	65	○	○
H25 阿久根市波留	61	51	70	65	○	○
H26 阿久根市山下	60	50	70	65	○	○

備考 1. H24 は国道 3 号, H25 は県道阿久根東郷線及び H26 は下東郷阿久根線で実施

備考 2. 測定値は時間ごとに1日間(24時間)の測定を実施

備考 3. 環境基準は環境省の基準によるものであり,「資料編」のp100に記載

○阿久根市における騒音の現地測定結果(平成24年から26年)

基準時間帯騒音レベルと要請限度との比較

観測年度 及び観測地点	等価騒音レベル LAeq(デシベル)		要請限度 (デシベル)		環境基準適合状況 ○:適合、×:不適合	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
H24 阿久根市塩浜町	68	65	75	70	○	○
H25 阿久根市波留	61	51	75	70	○	○
H26 阿久根市山下	60	50	75	70	○	○

備考 1. H24 は国道 3 号, H25 は県道阿久根東郷線及び H26 は下東郷阿久根線で実施。

備考 2. 測定値は時間ごとに1日間(24時間)の測定を実施。

備考 3. 要請限度は環境省の基準によるものであり,「資料編」のp100に記載

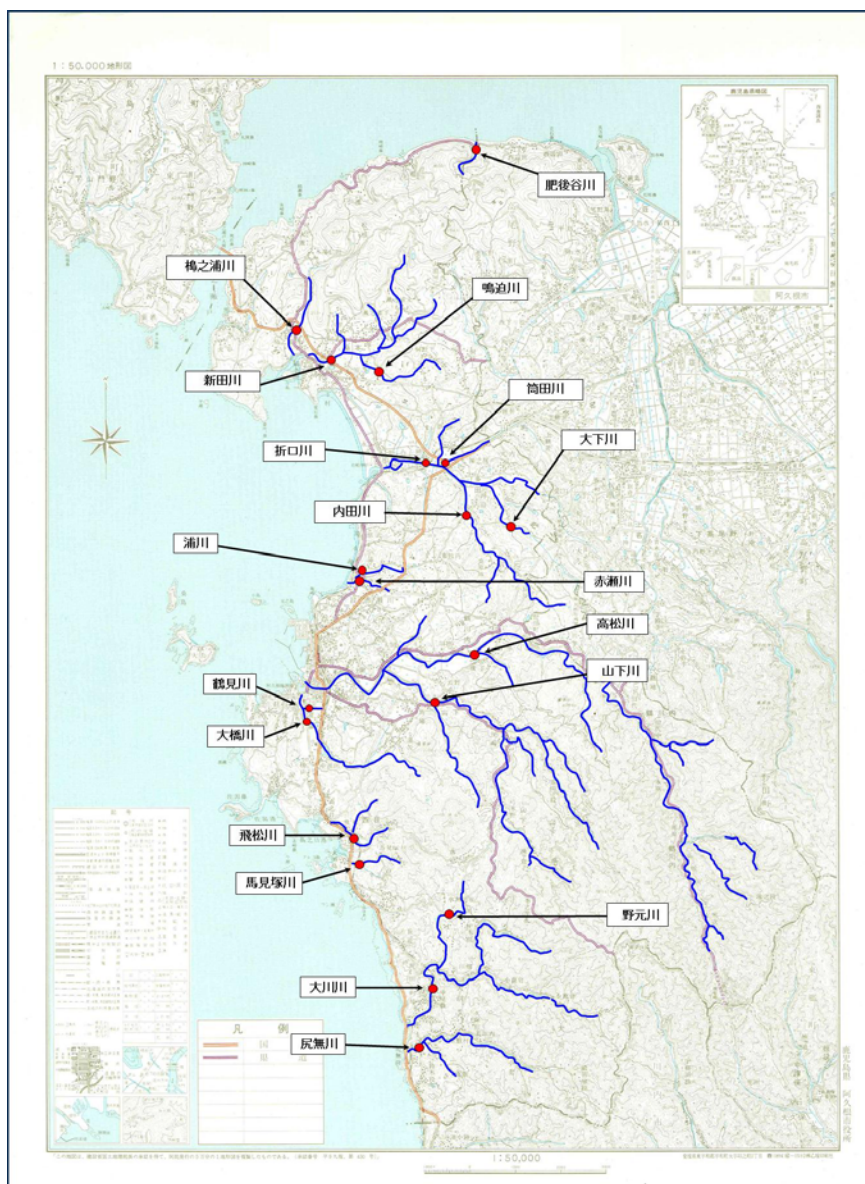
騒音レベルについては、近年、 L_{50} （中央値）を評価値とする考え方から、エネルギー平均値 LA_{eq} を評価値とする考え方によって、環境基準は平成 10 年に、要請限度は平成 12 年にそれぞれ改定されています。

(2) 水環境（水象，水質汚濁，水利用など）

① 水象

本市は，東シナ海に面し，県管理の二級河川8河川が主要河川として流れており，準用河川及び普通河川が多いことが本市の特徴でもあります。港湾については，沖合の好漁場から水揚げされる主要漁港・港湾施設が多数あります。主な海水浴場としては阿久根大島，脇本，大川島海水浴場などがあり，サーフィンなどのマリンスポーツを併せた市民のレクリエーションの場となっています。

なお，市街地の約2 km 沖合海上に浮かぶ阿久根大島では，キャンプ，釣りなどを楽しむことができます。



◇ 阿久根市の水系図 ◇

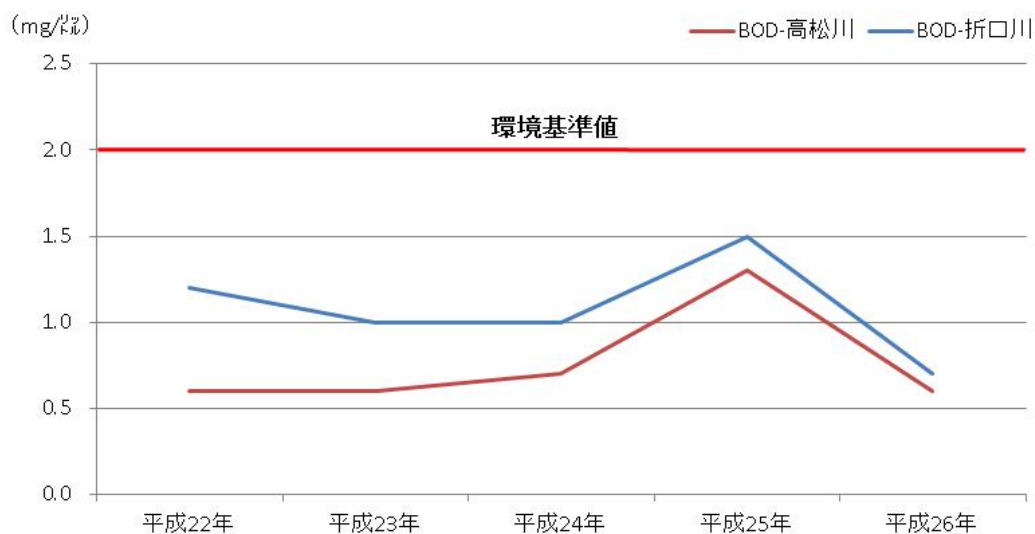
② 水質汚濁

河川の水質は、県の調査によると、折口川、高松川では大腸菌群数を除く項目について改善が、進み良好な水質が保たれています。本市が調査した19河川25箇所での測定結果から、ほとんどの河川で環境基準値以下となっています。この要因の一つとして、合併処理浄化槽の普及などによって汚濁物質の河川への流入量が減少していることが考えられます。

○阿久根市における河川水質測定結果（鹿児島県実施）

河川名 測定地点 類型	年度	pH (-)	BOD (75%値 mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)
高松川 浜田橋 類型 A	平成 22 年	7.6	0.6	1.0	9.2
	平成 23 年	7.6	0.6	3.0	8.2
	平成 24 年	7.5	0.7	3.0	8.9
	平成 25 年	7.7	1.3	3.0	8.5
	平成 26 年	7.6	0.6	4.0	8.6
折口川 田島橋 類型 A	平成 22 年	7.5	1.2	8.0	8.3
	平成 23 年	7.5	1.0	9.0	7.6
	平成 24 年	7.3	1.0	9.0	7.1
	平成 25 年	7.4	1.5	9.0	8.3
	平成 26 年	7.4	0.7	10.0	7.3
環境基準 類型 A		6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上

備考1. BOD以外はすべて年平均値



出典:公共用水域及び地下水の水質測定結果

◇ 阿久根市における河川水質測定結果(鹿児島県実施) ◇

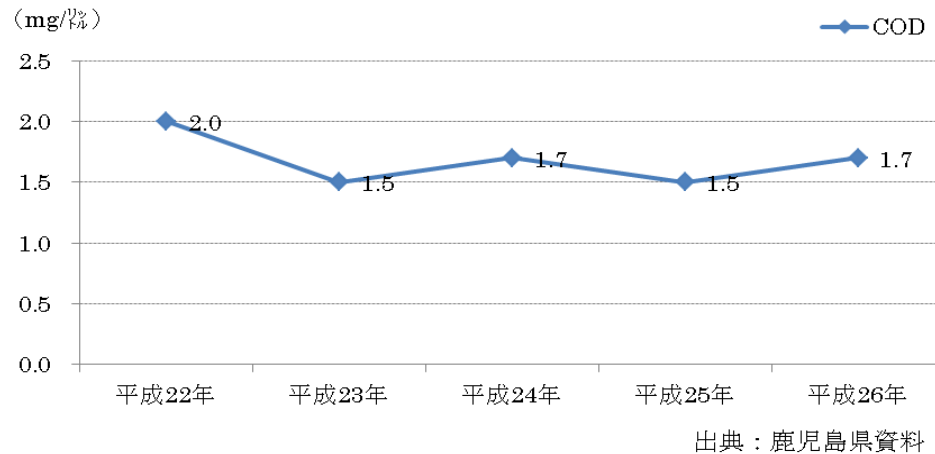
平成26年度阿久根市における河川水質測定結果（阿久根市実施）

(mg/ℓ)

	河川名	検査箇所	BOD
1	肥後谷川	旧肥後谷橋下	0.7
2	槁之浦川	石崎商店前	1.8
3	新田川	宮崎神社前	0.7
4	鳴迫川	日澱三笠工場近く	1.0
5	折口川	鍋石橋下	1.0
6	筒田川	末吉建材近く	0.8
7	大下川	リフレサロン美月近く	0.5
8	内田川	下流（下内田橋）	0.7
9	内田川	赤剥橋	0.5
10	浦川	A-Z 前	5.8
11	赤瀬川	中村公民館下	6.5
12	高松川	横手（堂園橋）	0.5
13	高松川	大田橋下	0.5
14	高松川	港橋下	0.5
15	山下川	山下馬場（前川原橋下）	0.5
16	山下川	尾崎（尾崎集会施設下）	0.5
17	山下川	弓木野（弓木野橋下）	0.5
18	鶴見川	シルバー人材センター前	2.0
19	大橋川	食肉衛生検査所下	5.7
20	飛松川	西目小線路沿い	0.8
21	馬見塚川	へい獣処理場下流	1.1
22	野元川	黒仁田橋下	0.5
23	大川川	川畑下	0.5
24	大川川	大川出張所前	0.5
25	尻無川	竹之迫橋下	0.5

※BODの環境基準値は 2.0mg/ℓです。

海域では，県によるCOD（化学的酸素要求量）調査が行われていますが，過去5年間（平成22年から26年），環境基準（阿久根港海域：3 mg/ℓ以下〈B類型〉）を満たす良好な結果となっています。



◇ 阿久根市における海域水質測定結果(鹿児島県実施) ◇

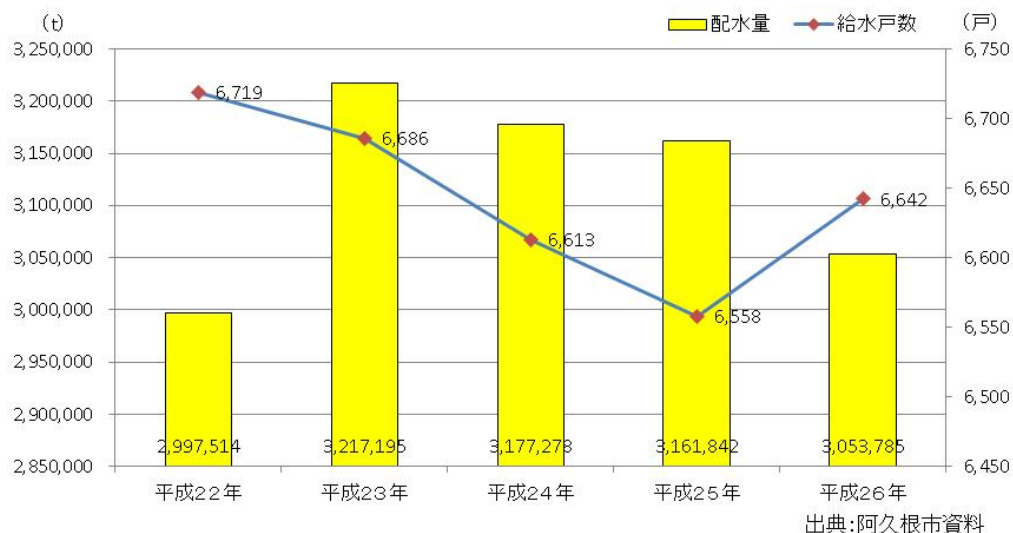
海水浴場については，阿久根大島海水浴場，脇本海水浴場，大川島海水浴場において県による水質調査が行われており，毎年海水浴場として高いランクの水質評価を受けています。このことは，平成18年に阿久根大島海水浴場，脇本海水浴場が環境省認定の「快水浴場百選」に選出されていることからもうかがえます。



市街地を流れる高松川

③ 水利用

本市における上水道及び簡易水道の給水戸数は、平成26年度で10,110戸、世帯比で96.6%となっています。



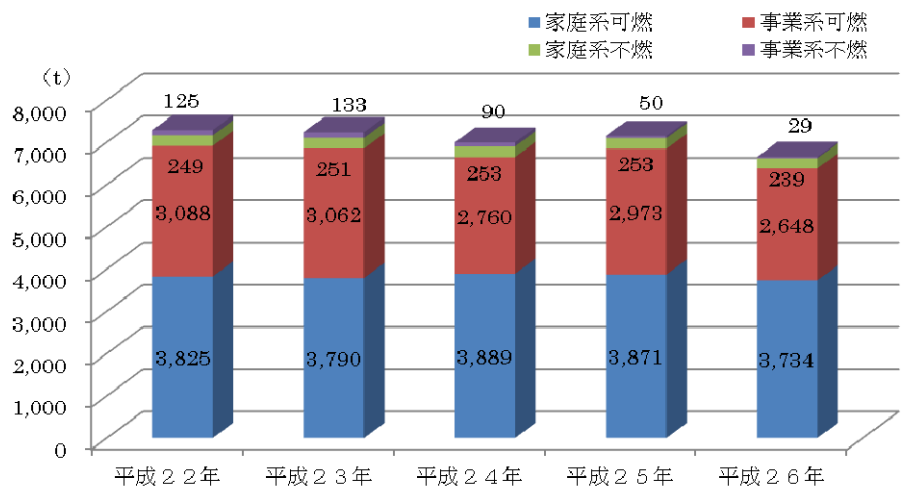
◇ 阿久根市の上水道給水状況の推移 ◇

(3) 有害物質（ダイオキシン類）

本市では、一部地域で土壌及び水に関するダイオキシン類調査と、ごみ処理場周辺で大気に関するダイオキシン類調査を実施しています。これらの調査では、環境基準値を下回る結果が得られていますが、今後も有害物質については、監視体制を継続していくことが望ましいものと考えられます。

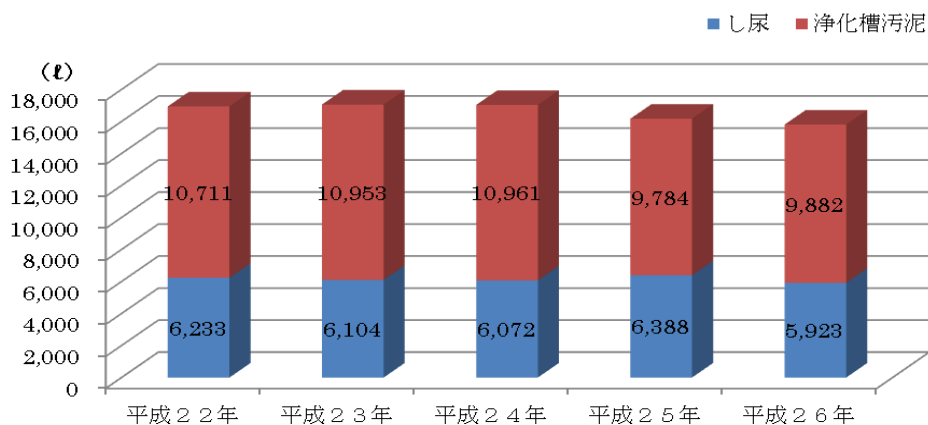
(4) 廃棄物（ごみ、し尿処理など）

本市における一般廃棄物処理量は横ばいで推移しています。し尿処理量については、浄化槽の普及や人口減少により減少傾向にあります。



出典：北薩広域行政事務組合資料

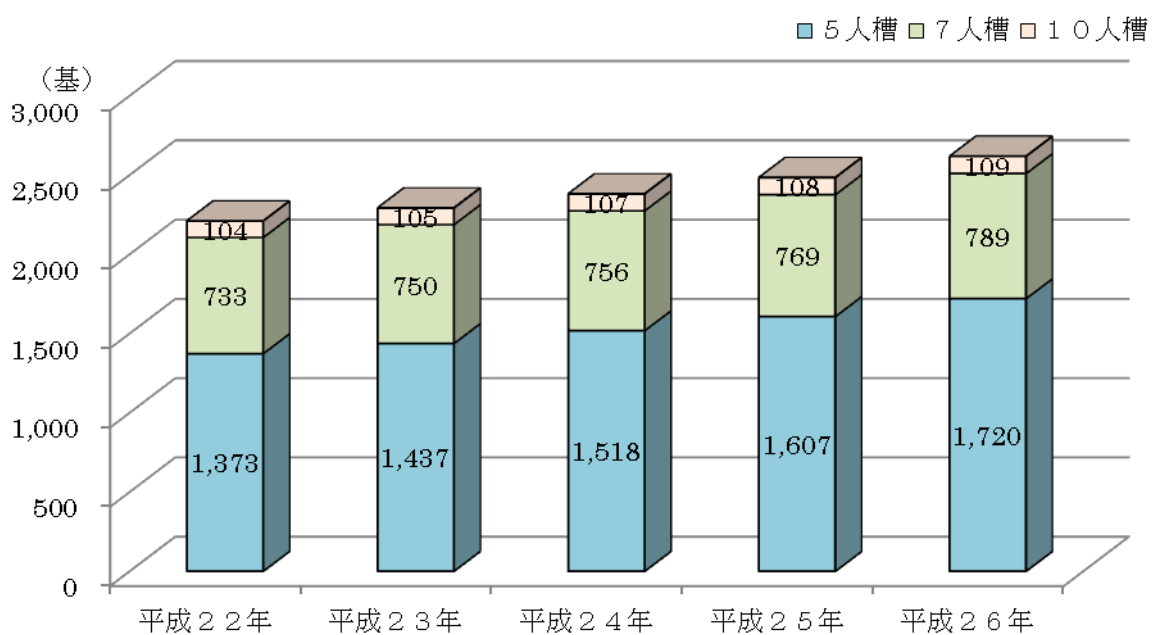
◇ 阿久根市の一般廃棄物処理量(可燃物・不燃物)の推移 ◇



出典：北薩広域行政事務組合資料

◇ 阿久根市のし尿・浄化槽汚泥処理量の推移 ◇

生活排水処理は、し尿と生活雑排水に区分されます。し尿処理は単独処理浄化槽・合併処理浄化槽によって処理した後に汚泥を収集し、し尿処理施設で処理しています。また汲み取り方式の汚泥についてもし尿処理施設で処理しています。生活雑排水に対しては、平成7年度から小型合併処理浄化槽の設置を奨励してきました。これを利用して適正に処理されている地区もあります。平成26年度末での普及率は45.05%であり、今後もさらに、単独浄化槽からの切り替えを含め、合併処理浄化槽の推進を図ることが必要です。

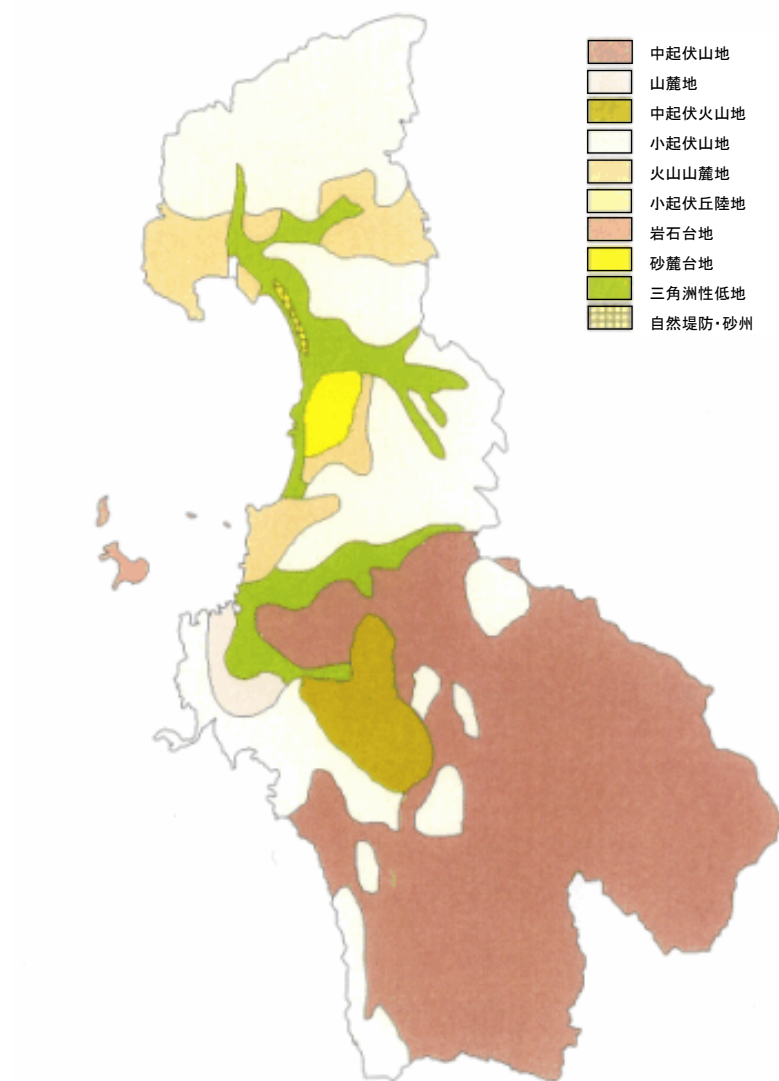


◇ 阿久根市の浄化槽設置基数(助成対象)の推移 ◇

3. 自然環境に係る現状

(1) 地形・地質

本市は，市域の北部，東部，南部が主に山地であり，中央部には三角州性低地が広がり，西側が海岸となっています。山地，田園，海岸（砂浜）といった変化に富み，風光明媚な景観をおりなす地形を有しています。



出典:「土地分類図」(国土庁, S46)

◇ 阿久根市の地形図 ◇

(2) 生態系（植物，動物）

① 植物

黒之瀬戸を望む脇本地区の一带は、霜が降りない暖地性の気候のため、バクチノキやモクタチバナ、コウシュウヤク、サンゴジュなどの樹木やフウトウカズラ、アオノクマタケラン、リュウビンタイなど暖地性の植物が生育しています。

本市の潟地区には、九州本土唯一のハマジンチョウ自生地があり、県の文化財として指定を受けています。また、海岸泥湿地には南方系のタヌキアヤメやヒトモトススキ、テツホシダ、北方系のウミニラやトチカガミなども生育しています。八郷地区には九州本土におけるヘゴの自生の北限地として、当該ヘゴを本市の文化財に指定しています。ほかにも、過去の文献や資料では、ハマサジ、ウラギク、ツクシタンポポ、シバナをはじめ、数十種の希少な植物が確認されています。

国が実施する自然環境保全基礎調査の「巨樹・巨木林調査」では、阿久根大島のアコウ、アラカシ、クロマツ、若宮神社のツブラジイ、ハナガガシといった樹木が巨樹・巨木林に選定されています。

本市は、九州でも比較的温暖な気候のため、その地勢に応じた特徴ある植物が生育しています。

○ハマジンチョウの花

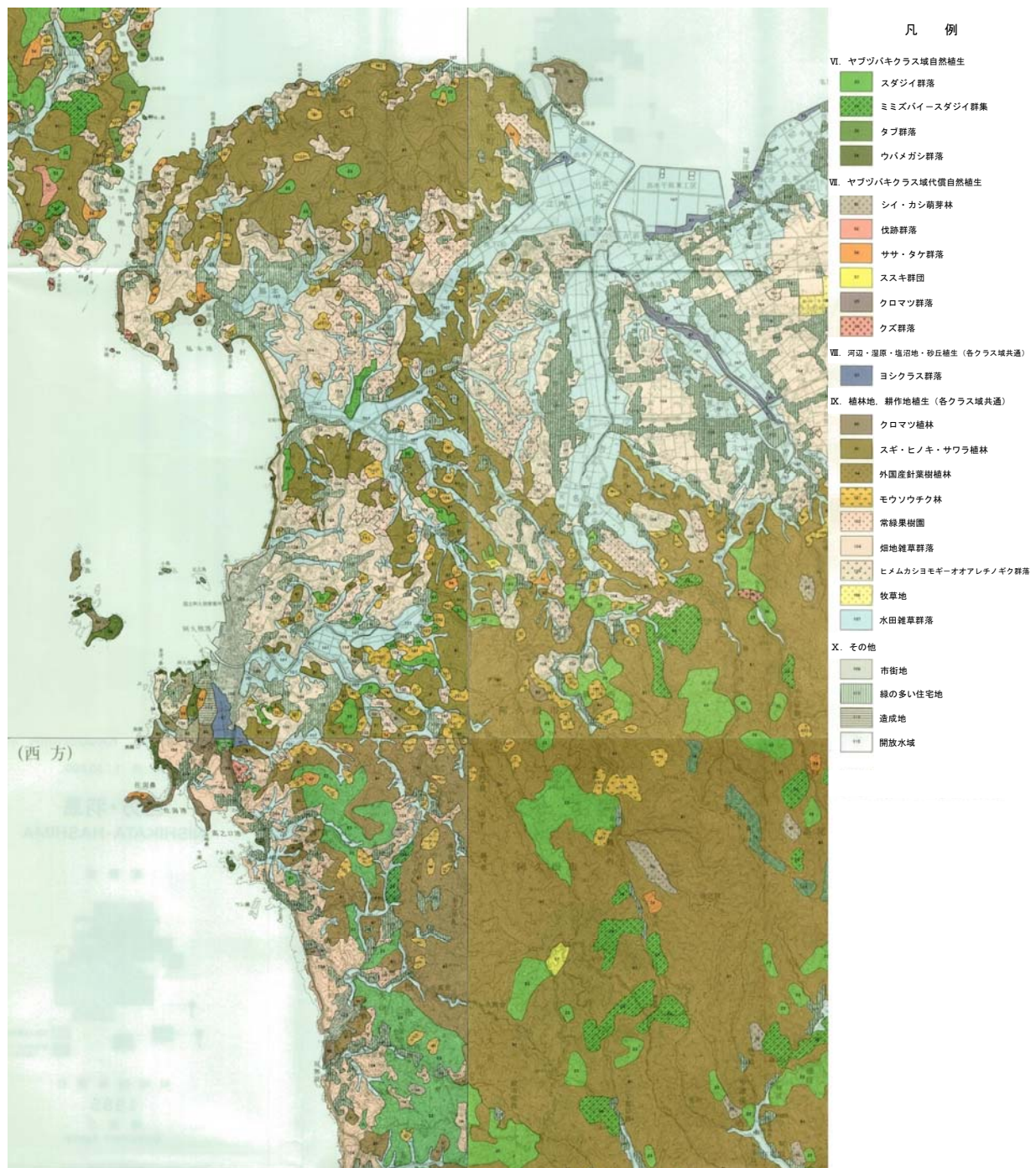


○ヘゴ



植生については、最も広く分布しているのは「スギ・ヒノキ・サワラ植林」です。南西部には「スダジイ群落」をはじめとした自然植生が分布しています。

近年、竹林の繁茂が目立つようになっていて、山野の植生の自然度が低くなる傾向が見られます。



出典:「現存植生図」(環境庁(旧), S58)

◇ 阿久根市の植生図 ◇

② 動物

本市の海岸には、産卵のためにやってくるウミガメが確認できます。

また、里地・里山的な雰囲気をもつ田園環境が多く残る区域には、めずらしい鳥類や両生・は虫類、昆虫類を見ることができます。

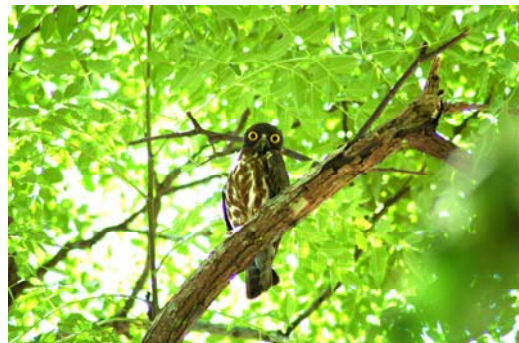
鳥類では、山地、田園、海岸（砂浜）といった変化に富んだ地形が育んできた鳥類として、トビ、ミサゴ、オオタカ、アオバズクなどの猛禽類やカワセミ、ヤマセミなどの川辺で見られる珍しい鳥も見られます。また、水田や川、湿地では、サギ類、カモ類、シギ・チドリ類といった多種多様な鳥が生息しています。

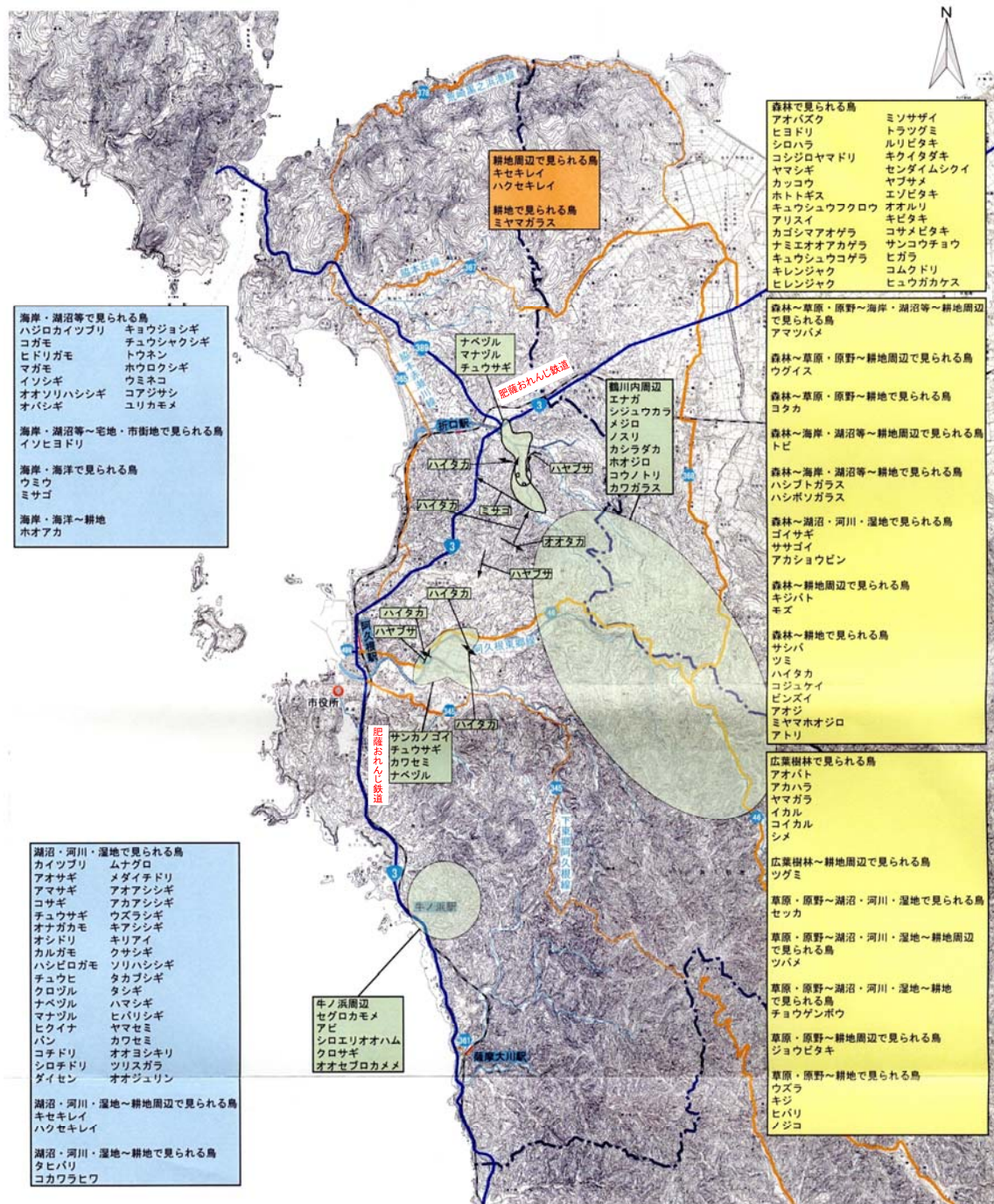
その他、本市の観光スポットでもある阿久根大島には、野生のシカが生息しており、訪れる人々を和ませてくれます。また、6月には市内の各地でホタルをみることができます。

○阿久根大島のシカ



○アオバズク





出典:「鹿児島県の野鳥」(鹿児島県, 1987 年)

「市町村別, 鳥類分布調査報告書(曽於・出水地区)」(鹿児島県自然愛護協会, 昭和 58 年)

「一般国道3号 南九州西回り自動車道 県境～阿久根」(鹿児島県, 平成 12 年)

◇ 鳥類分布概略図 ◇

☆ウミガメについて☆

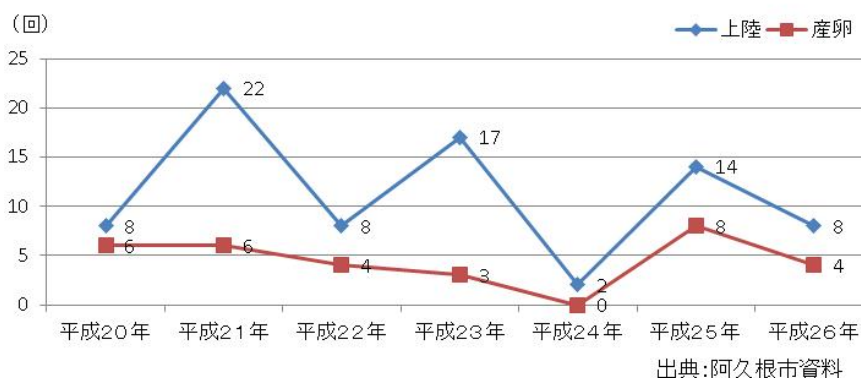
ウミガメの生態については、明らかになっていない部分が多く、寿命は30年とも人と同じ程度ともいわれています。



北太平洋では日本のみに上陸・産卵していて、その個体数は数千頭といわれています。ほとんどのウミガメは、太平洋沿岸の砂浜に上陸・産卵していますが、まれに日本海沿岸の砂浜にやってくるものもあります。鹿児島県では本市の脇本海岸や吹上浜、屋久島をはじめとする県内各地の海岸で産卵が確認されていて、日本一のウミガメの上陸産卵地となっています。県では、県民一体となってウミガメを保護するため昭和63年に「鹿児島県ウミガメ保護条例」を制定し、保護パトロール等、各種の保護対策事業を実施しています。また、この条例では、県内の海岸に上陸するすべてのウミガメとその卵を捕獲、採取、殺傷することは禁止されています。

本市の海岸には、5月上旬から7月下旬の満潮時の夜中頃に海岸に上陸し、ピンポン玉程の大きさの白い卵を100個程度産卵します。60日前後でふ化した後、夜、一斉に子ガメは海へ帰っていきますが、そのうち成体になるのは5千匹に1匹といわれています。本市では過去10年で、延べ100個体程度の上陸が確認されています（下図参照）。ウミガメが上陸し産卵するのは静かな夜の砂浜です。しかし、そこは同時に海水浴場やキャンプ場といった人に身近な場所であり、車のライトや人の声はウミガメの上陸を妨げることになります。また、産卵できたとしても、砂浜にできた車のわだちなどが障害となって、ふ化した子ガメが海に出ることができないこともあるようです。

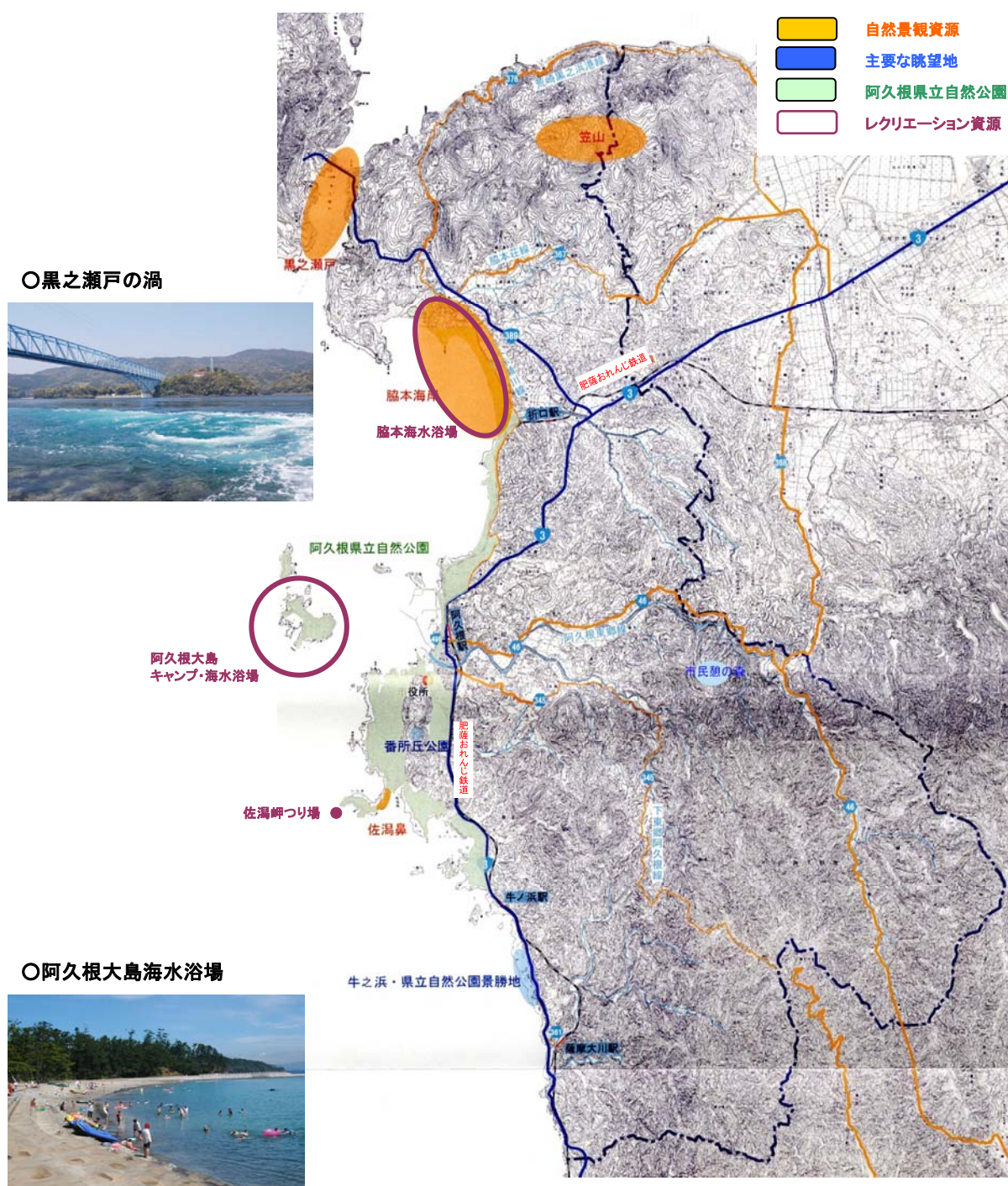
今後は、ウミガメが帰ってくる阿久根であり続けるために、海岸線の保護、市民への保護意識の啓発などを通じて、世界的に絶滅の危機にあるウミガメの保護を市民一体となって進めていく必要があります。



◇ 阿久根市におけるウミガメ上陸・産卵数の推移 ◇

(3) 景観・レクリエーション

本市における自然景観資源は、山野部の「市民憩いの森」などのほかは、多くが海岸部に集中し、代表的な資源として「阿久根大島」、「脇本海岸」、「黒之瀬戸」、「牛之浜景勝地」が挙げられます。



(4) 文化財

本市における文化財としては、希少な植物、古墳群、文庫、石像などの有形文化財がほとんどです。「ハマジンチョウ自生地」「ヘゴ自生地」については、先の項目で挙げた希少な植物として指定されています。

○阿久根市の文化財

	名称	所在地	指定年月日
鹿児島県指定	ハマジンチョウの自生地	波留（潟）	昭和28. 8. 25
	阿久根砲	市立郷土資料館	昭和34. 6. 10
	神舞	波留南方神社	昭和43. 3. 29
	脇本古墳群（糸割渚1～2号墳）	脇本上原（糸割渚）	昭和50. 3. 31
	牛之浜海岸（名勝）	大川（牛之浜）	平成26. 4. 22
	カスミサンショウウオ	地域定めず（種指定）	平成26. 4. 22
阿久根市指定	ヘゴ自生地	脇本八郷	昭和43. 9. 17
	脇本古墳群（新田が丘1～4号墳）	脇本上原（新田が丘）	昭和44. 7. 9
	沼田文書	山下2192番地	昭和44. 7. 9
	河南文書	市立郷土資料館	昭和44. 7. 9
	脇本窯跡	脇本嶋之浦	昭和48. 10. 12
	南方神社の石鳥居	波留南方神社	昭和60. 7. 1
	空順法印像	中央公園内	昭和60. 7. 1
	天狗山の摩崖物	西目字中戸内	昭和60. 7. 1
	鳥越古墳1号墳石室	塩鶴町一丁目47番地	平成18. 11. 13
	南方神社宝物（鏡）	波留南方神社	平成18. 11. 13
	脇本古墳群出土遺物	市立郷土資料館	平成18. 11. 13
	小木原三楽の墓	赤瀬川1560番地	平成18. 11. 13
	南方神社宝物（鬼神面）	波留南方神社	平成18. 11. 13
	南方神社宝物（翁面）	波留南方神社	平成18. 11. 13
	南方神社宝物（木造狛犬）	波留南方神社	平成18. 11. 13
	木造阿弥陀如来坐像	栄町98番地	平成18. 11. 13
	久保下の田の神像	山下字久保下土橋	平成18. 11. 13

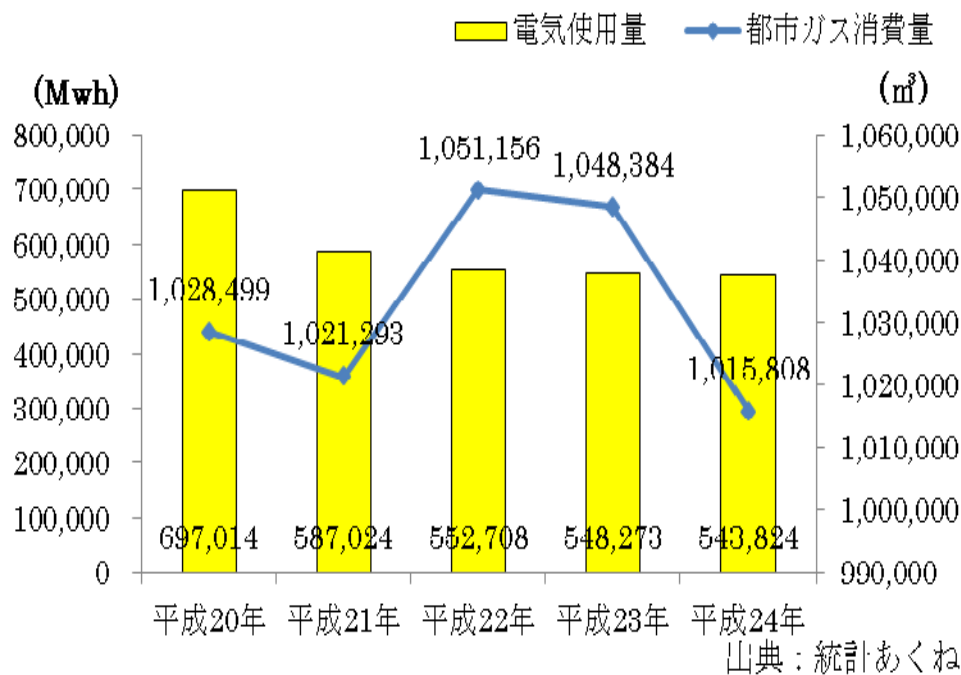
※鳥越古墳は未指定

出典：統計あくね

4. 地球環境に係る現状

(1) 地球温暖化（エネルギー使用状況など）

本市におけるエネルギー使用状況については、電気使用量及び都市ガス消費量は、減少傾向にあることから、温室効果ガス排出量は減少傾向にあると思います。



◇ 阿久根市の電気使用量・都市ガス消費量の推移 ◇

また、市と阿久根地区消防組合では、平成13年度に初めて「阿久根市地球温暖化防止活動実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を6%として、用紙使用量、電気使用量、燃料使用量などの削減に向けた取組を実施しています。

市役所等における省エネルギーのための率先した取組を市民、事業者の方々にも広く公表し、地球温暖化対策に向けた啓発活動を実施していくことが重要です。

○「地球温暖化防止活動実行計画」表紙



(2) リサイクル

本市では、ごみの分別収集を通してリサイクル活動を推進しています。ごみの分別・出し方については、市のホームページに公開するとともに、その内容を掲載した冊子等を全世帯に配布するなど市民のリサイクル活動の支援を行っています。また、ごみの分別の助言・指導を行う環境美化推進員を地域から選任された市民に委嘱し、ごみの分別を推進しています。今後も市・市民・事業者などが一体となったリサイクル活動を展開していく必要があります。

阿久根市のリサイクルごみ
プラスチック製空き容器, 空き缶, ペットボトル, トレイ, びん類, 古紙, ダンボール, 牛乳パック, 古布

(3) 酸性雨, オゾン層の破壊等

酸性雨は、石油、石炭などの化石燃料の燃焼や火山活動などにより大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物が、大気中で硫酸や硝酸となり雨などに溶けて地上に降下する現象です。排出源は自動車の排気ガスや工場の排煙などが主なものとされています。そのため、市民・事業者の自動車利用や工場などから排出される煙に対する酸性雨の認識をさらに深め、硫黄酸化物や窒素酸化物の排出抑制を進めていく必要があります。

オゾン層の破壊は電子部品の洗浄やエアコンの冷媒などに使用されているフロン等の大気中への放出により起こります。この対策として、家庭用冷蔵庫等については「家電リサイクル法」、エアコン冷媒については「自動車リサイクル法」及びオゾン層を守るための「フロン回収・破壊法」が施行され、一定の対策が施されたといえますが、今後とも市民・事業者等の意識の高揚のため啓発が必要と考えられます。

5 計画策定に向けたポイント

自動車による環境への影響の抑制

自動車保有台数は横ばい状況ですが、依然として大気汚染，騒音，地球温暖化などの環境問題につながるおそれがあります。また，将来的には幹線道路が整備され，大気汚染，騒音などの公害が起きる可能性があります。騒音などの問題が生じた場合の監視体制づくりなどを行うとともに，近隣に移動する際などには，鉄道・バスなどの公共交通機関若しくは自転車の利用といった生活環境や地球環境に配慮した取組を進めていく必要があります。

河川における良好な水質の維持

以前，水質汚濁の環境基準を超過していた折口川も，近年では合併処理浄化槽の普及などもあって，良好な水質を維持しています。今後も良好な水質を維持し海域の水質保持につなげていくとともに，合併処理浄化槽などの普及を図り，今以上に良好な水質としていくことが必要です。

ウミガメがやってくる海岸環境の保全

海岸線沿いは県立自然公園に指定され，ウミガメの産卵上陸地や県の景勝地の指定地があるなど，本市の自然の豊かさの象徴となっています。

ウミガメは，近年確認個体数が減少していることから，海岸環境の保全を進めていく必要があります。

農漁村に残された自然環境の保存

本市の農漁村の景観は，自然環境を基調として，農業，漁業，伝統，文化及び人々の営みを通じて形づくられ，まちの歴史を感じさせる景観が残されており，これらをまちの広告塔として保存・活用していくことが重要です。

また，これらの景観をとりまく自然環境を守るため，農薬や化学肥料の使用を抑えた農業や生態系に配慮した農村整備を進めていく必要があります。

山林や里地の自然の保全

山岳部及び里地においては、希少な鳥類、昆虫類の生息に関する記録があり、多種多様な生態系と豊かな自然環境を有していることがうかがえます。しかし、近年森林、里地、里山の荒廃による鳥獣被害等も出てきている状況です。今後、残された貴重な自然環境地域を保全し、生物の生息環境の保護につなげていくことが必要です。

水辺とのふれあいの場の創出

市内の河川ではコンクリート護岸化が進み、人が近づきにくい水辺となっています。水辺空間は、①市民に水の大切さ、水の怖さを伝える教育の場、②やすらぎ・なごみを与える憩いの場、③水辺の生物とのふれあいの場として利用することができることから、今後の河川整備・改修における配慮が必要です。

自然とのふれあいの場の創出

第5次阿久根市総合計画の基本理念である「自然と人が共生するまち」の実現に向けて自然との調和を図るためには、自然とのふれあいの場を創出していく必要があります。市内の「憩いの森」の活用を図るとともに、これを拠点として、山間部の自然的地域と深くふれあう場と機会、野生生物にふれる場や機会をつくる必要があります。

中心市街地のアメニティ（快適性）の向上

市街地は多くの住民が日常的に利用し接する場所であり、まちの顔でもあることから、中心市街地におけるアメニティ（快適性）を向上するためにポイ捨て・ごみの不法投棄を抑制し、都市景観、まちなみの保全を図る必要があります。

エネルギー消費量の抑制

本市の電気・ガス・水道などのエネルギー消費量は、減少傾向にありますが、近年、エネルギーの使用過多が、地球温暖化などの地球環境問題を引き起こしており、市民一人ひとりの省エネルギーに対する取組や自然エネルギーの活用及びエネルギーを地域で地産地消することなどを進め、地球環境の保全を図っていく必要があります。

ごみ排出量の抑制・循環型社会の構築

ごみの排出量は、収集ごみ、事業系ごみともに減少傾向にあるものの、今後もごみの発生抑制（リデュース）を進めるとともに、身近に出るごみの中で再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）できるようなものは、生ごみ堆肥化などを含め積極的に再利用・再資源化を進めていく必要があります。住民・事業者・行政それぞれが、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルを見直していく必要があります。

環境教育・学習の促進

ごみのポイ捨ての解決や家庭や職場での省エネルギーへの取組の推進など、一人ひとりの環境問題に対する意識の変革によって大きく改善できるものがあります。

そのためにも、子どもの学校教育から大人の生涯学習において、一貫性のある環境教育・学習への取組が必要です。

住民・事業者・行政の協働による施策の推進

「市内の環境保全団体の支援・育成」、「住民・事業者・行政がもつ環境情報の積極的交換」、「環境保護活動を通じた連携強化」「環境保護活動への各主体の積極的な参加・協力」など、住民・事業者・行政の協働による施策の推進が必要です。

住民・事業者の積極的な環境保全行動への取組

住民・事業者自らが環境保全行動に積極的に参加し、市内の環境意識を盛り上げていくことが、よりよい環境施策につながります。また、市内各種産業の活性化を視野に入れた環境資源の有効利用のために、今ある環境資源を大切に育てていくことや、環境ビジネスの創出に向けて市をあげて環境意識の高揚を図ることが必要です。

第3章

あくねの環境像

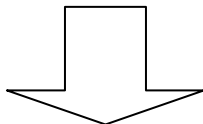
- 1 基本理念
- 2 目指すべき環境像
- 3 基本的方向
- 4 環境目標

1. 基本理念

本計画では、阿久根市環境基本条例第3条に示す4つの基本理念に基づき、次のとおりとします。

阿久根市環境基本条例の基本理念

- ① 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
- ② 環境の保全は、自然と人間との共生を基本として、環境への負荷の少ない資源の循環を基調とする社会が構築されるように適切に行われなければならない。
- ③ 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっているという認識の下に、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。
- ④ 環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。



阿久根市環境基本計画の基本理念

- ① “健全”で“恵み豊かな”環境を将来世代へ継承
- ② 自然と人間との共生を基本とした環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築
- ③ 地域環境と地球環境の深いかかわりを認識した環境保全活動の推進
- ④ 公平な役割分担による環境保全に向けた自主的かつ積極的な取組の推進

2 目指すべき環境像

本市は、ウミガメが産卵に訪れる砂浜、自然林が多く残り四季の移ろいを伝える山々、やすらぎをもたらす田園風景、観光資源である阿久根大島など、豊かな自然環境が数多くあります。これらの自然環境は、物質的な恵みをもたらすだけでなく、市民がゆとりと希望に満ちた暮らしを営むための精神的なやすらぎをもたらすものです。

本計画における目指すべき環境像は、本市の特徴である自然環境を守り育て、人々が憩いとやすらぎの中で快適な生活をおくることができる環境を創り、市民の環境意識を育てながら今ある環境を、よりよいかたちで将来の世代に引き継いでいくために、本市のまちづくり全体の基本理念である「自然と人が共生するまち」を継承し、次のとおりとします。

目指すべき環境像

**「自然と人が共生するまち」
～「豊かな自然」と「環境をおもうところ」を育てるまち“あくね”～**

本市の環境像は、「豊かな自然」を守り育てることで、自然と人が共生するまちづくりを進め、「環境をおもうところ」を育てることで、市民・事業者・市行政が積極的な環境保全行動を起こし、阿久根らしい持続可能な地域社会を目指すものです。

3 基本的方向

目指すべき環境像を実現するため、本市の環境保全に係る基本的方向を次のように定めます。

① 環境を大切におもふ意識を育てるまちづくり

本計画の施策を進めるに当たっては、市民一人ひとりの環境を大切におもふ意識を育てていくことが重要です。環境情報提供や環境教育の充実、市民活動の活性化を図り、環境保全に対する認識、環境モラルの向上を進めることで、市をあげた環境施策の展開につなげていきます。

② やすらぎのある快適な生活環境づくり

本市では、大気汚染や騒音といった自動車交通や工場・事業者を主因とする産業公害は少ない状況にあります。水域では、海域や海水浴場の水質が良好な状態を維持しており、河川の水質も近年では環境基準を満たすなど水質の改善が進んでいます。大気汚染、水質汚濁、騒音、振動といった公害の監視などを実施し、公害について長期的な視点から予防方策を展開することで、快適な生活環境の維持に向けた施策を推進します。また、阿久根らしいまちなみや都市景観を保全することで、やすらぎを感じることができる都市空間を創造します。

③ 豊かな自然を守り育てるまちづくり

本市には、将来の世代に引き継いでいくべき貴重な自然環境・自然景観が多く残されています。緑・水環境の保全・創出、生き物の保全、阿久根らしい風景の保全を重視して環境施策を進めていくために、野生生物の保護、現存する樹林・樹木の保護育成、水と緑ネットワークの創出、田園風景や歴史的景観、まちなみの景観の保全などを進め、生態系の保護と自然環境・自然景観の保全・回復を図ります。

④ 自然や文化にふれあうことができるまちづくり

本市には、先人が守り育ててきた文化遺産、自然とのふれあいの場となる水辺、自然豊かな農地が多く残されています。

生活の憩い・やすらぎを感じることができるような親水空間・親緑空間の創造，農地の保全と活用，レクリエーション資源の保全，文化遺産の保護などを進め，エコツーリズムの実施など自然や文化とふれあう機会を創出します。

⑤ 地球環境の保全と循環型社会づくり

本市では，平成２８年度に「地球温暖化対策実行計画」を策定し，行政の事務及び事業について，温室効果ガス排出抑制のための取組を進めていくこととしています。また，循環型社会の構築を進めるために，資源ごみ分別収集品目を増やし，リサイクルを積極的に進めていきます。また，生ごみ堆肥化事業を通じてごみの減量化を図り，生成された堆肥を農業等に活用するなど，さらに循環型社会構築への貢献を目指します。

エネルギーの有効利用や消費量・排気量の削減を進めるために，行政は「地球温暖化対策実行計画」を推進し，市民・事業者に対しては，地球温暖化に係る啓発を展開するとともに，エネルギーを地域で地産地消することを進めていきます。そして，廃棄物の発生抑制と資源の有効利用を進めるために，市民・事業者・市の適切な役割分担のもとに，ごみの減量化と再資源化に努め，ごみの処分量の削減を図ります。

4 環境目標

基本的方向①：環境を大切におもう意識を育てるまちづくり

環境目標	① 環境教育の充実 ② 環境情報の提供 ③ 環境保全活動への参加の推進
------	---

基本的方向②：やすらぎのある快適な生活環境づくり

環境目標	① 廃棄物の適正処理の推進 ② 公共用水域の保全の推進 ③ 公害監視の充実及び調査結果の公表の推進 ④ まちなみ・都市景観の創出
------	--

基本的方向③：豊かな自然を守り育てるまちづくり

環境目標	① 豊かな自然環境の保全に向けた協力・支援 ② 「阿久根市田園環境整備マスタープラン」に基づく農村づくり
------	--

基本的方向④：自然や文化にふれあうことができるまちづくり

環境目標	① 親水・親緑空間の創造 ② 文化財継承の推進
------	---

基本的方向⑤：地球環境の保全と循環型社会づくり

環境目標	① 再生可能エネルギー導入の推進 ② 「地球温暖化対策実行計画」の充実、有効活用 ③ 水の有効利用の促進 ④ リサイクル啓発の推進 ⑤ 「もったいない」の再認識 ⑥ 「生ごみの堆肥化」の推進
------	---

第4章

重点目標及び重点施策

- 1 「環境を大切におもふ意識を育てるまちづくり」の重点目標及び重点施策
- 2 「やすらぎのある快適な生活環境づくり」の重点目標及び重点施策
- 3 「豊かな自然を守り育てるまちづくり」の重点目標及び重点施策
- 4 「自然や文化にふれあうことができるまちづくり」重点目標及び重点施策
- 5 「地球環境の保全と循環型地域社会づくり」重点目標及び重点施策

1 「環境を大切におもう意識を育てるまちづくり」の重点目標及び重点施策

本市の豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくための、市民一人ひとりの環境に対する認識の向上、意識の改革を図るために、以下に示す目標及び施策を重点的に進めます。

重点目標①：環境教育の充実

幼児教育、小中学校教育における総合的な学習の時間などを利用した環境教育の充実、環境に配慮したまちづくりを担う人材育成に寄与するだけでなく、社会経済活動・国際分野などにおいても大きな力になります。また、学校給食を通じて食べ残しを減らすよう食育を積極的に行っていきます。そして、学校教育のみならず生涯学習においても同様の効果が期待できることから、市民出前講座の開設や区長会及び衛生自治会の合同による環境衛生行政の先進地への視察研修を実施しています。今後も、教育を通じた環境モラルの向上を推進するとともに、市民の環境保全に対するさらなる意識の高揚を図っていきます。

「環境教育の充実」に向けた重点施策

- ☐ 小学校・中学校教育における環境教育の充実
- ☐ 生涯学習を通じた大人のための環境学習の場づくり
- ☐ 学校給食を通じた食育の実施
- ☐ 先進的取組を実施している自治体への行政視察の実施
- ☐ 行政職員の研修会・学習会

重点目標②：環境情報の提供

環境保全に関する認識の向上や意識改革は、まず環境に関する情報を入手することからはじまります。市民出前講座の開設や広報による情報提供により家庭でできる取組等を周知してきました。今後も情報提供を継続するとともに内容の充実を図っていきます。

「環境情報の提供」に向けた重点施策

- ☐ 住民・事業者のための環境講演会・環境展示会・環境講座などの開催
- ☐ 環境基本条例，環境美化条例などの各種法令に関する周知・情報公開
- ☐ 環境情報提供を主目的とした読本・ガイドブックの作成
- ☐ インターネット，広報などの有効活用による環境情報の提供
- ☐ 公共施設などにおける環境情報の提供（環境関連書籍の充実）

重点目標③：環境保全活動への参加の推進

地区ごとの環境づくりから市内の環境資源の保全活動に至るまで，住民参加を基本としたまちづくりを進めていくためには，市民・事業者の環境保全活動への参加を促すことが重要です。そのためにも，区に未加入の方がいることから，区への加入を促進し，住民参加型の確立に向けた取組を進めていきます。

また，各区の衛生自治会との連携やごみの分別・リサイクルの助言を行う環境美化推進員を住民に委嘱することで本市における環境保全活動への参加を啓発してきました。今後も，住民レベルからの環境保全活動を推進するため，環境美化推進員の研修会や集落単位でのごみ減量化説明会等を開催し，啓発活動を行っていきます。

「環境保全活動への参加の推進」に向けた重点施策

- ☐ 区への加入促進の実施
- ☐ 環境に係る指導者・有識者の育成，人材バンクの活用
- ☐ 環境保全活動への参加に係る啓発・呼びかけ
- ☐ 環境保全活動へのボランティア袋の提供
- ☐ 地区ごとの環境美化推進員の任命による地域活動の活性化の推進
- ☐ 環境美化推進員を対象とした研修会の実施
- ☐ 集落単位でのごみ減量化説明会の実施

2 「やすらぎのある快適な生活環境づくり」の重点目標及び重点施策

本市では、騒音公害などの苦情の届出は少ない状況ですが、廃棄物の不法投棄は後を絶たない状況にあります。また、水質汚濁に関しては、生活排水処理などによりまだ改善の余地が残されています。その他の公害についても監視を継続するとともに、市民が快適な生活をおくることができるまちづくりを進めるため、以下に示す目標及び施策を重点的に進めます。

重点目標④：廃棄物の適正処理の推進

市民の快適な生活環境を確保するため、家庭から排出される廃棄物が適正に処理される体制を維持しなければなりません。2市1町で構成する北薩広域行政事務組合の処理施設で処理するとともに、衛生自治会や警察と連携し、不法投棄をしない・させない体制をつくります。

「廃棄物の適正処理の推進」に向けた重点施策

- ☐ ごみの収集・運搬体制の維持
- ☐ 指定ごみ袋の利便性の向上
- ☐ 不法投棄監視パトロールの実施
- ☐ 衛生自治会による環境診断の実施

重点目標⑤：公共用水域の保全の推進

本市における水質汚濁に関しては、水質を監視するため毎年河川の水質検査を行っており、特に異常はありませんが、汚水処理普及率は全国平均を下回っており、改善の余地が残されています。

本市においては、生活排水対策として公共下水道と同等の処理能力をもつ合併処理浄化槽の普及を推進し、単独処理浄化槽からの転換も働きかけていきます。また、市民に向けて「食べ残しをなくす」、「調理くずを流さない」などの河川の水質に影響を与えないエコライフの啓発を行います。

「公共用水域の保全の推進」に向けた重点施策

- ☐ 河川等における定期的な水質調査の継続及び結果の公表
- ☐ 水域にやさしい農業（減農薬、適正な化学肥料使用など）の推進
- ☐ 合併処理浄化槽の設置への助成
- ☐ 合併処理浄化槽の利点、助成制度などに関する広報
- ☐ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進
- ☐ 家庭や事業所での適切な排水処理の啓発・周知

重点目標⑥：公害監視の充実及び調査結果の公表の推進

市民が公害の状況を熟知することから、公害の抑制につながるものと考えます。阿久根市総合開発計画等において、水質検査結果を公表するとともにその改善を図ってきました。

平成21年には、県内で初めて光化学オキシダント注意報が発令され、市の防災行政無線を通じて市民への注意喚起を行いました。また、近年において微小粒子物質（PM2.5）に関する濃度情報が発表されていることから、今後も監視を継続するとともに、正しい対処方法を周知していきます。

「公害監視の充実及び調査結果の公表の推進」に向けた重点施策

- ☐ 工場・事業所・建設作業に係る騒音・振動に対する規制・指導（騒音・振動規制関係法令遵守の徹底）
- ☐ 近隣生活騒音の防止に関する啓発（マナーに係る啓発を含む。）
- ☐ 市内での水質検査結果などの公表
- ☐ 大規模事業などに対応する公害監視体制づくり
- ☐ 化学物質など新たな汚染物質に関する情報収集及び市民への情報提供

重点目標⑦：まちなみ・都市景観の創出

中心市街地などにおいて阿久根らしいまちなみ・都市景観を守っていくために、まちなみのアメニティの向上，まちなみのイメージの向上を図っていきます。

「まちなみ・都市景観の創出」に向けた重点施策

- ☐ 街路樹植栽の促進，植栽樹種・植栽方法の検討
- ☐ 公共施設・都市公園における緑化・植栽の充実，都市景観に配慮した整備の検討
- ☐ 都市計画法に基づく「地区計画」，「緑化協定」などの導入によるまちなみの保全・創出の検討
- ☐ 保存樹・保存樹林の保護・指定
- ☐ 民有地（住宅・事業所など）の緑化に係る呼びかけ
- ☐ 植樹・清掃運動への支援

3 「豊かな自然を守り育てるまちづくり」重点目標及び重点施策

本市の豊かな自然環境を守り育てるために、行政と市民の協働により、以下に示す目標及び施策を重点的に進めます。

重点目標⑧：豊かな自然環境の保全に向けた協力・支援

本市の観光スポットでもある阿久根大島，脇本海岸及び牛ノ浜海岸をはじめとする海岸の保全活動については，観光連盟やスポーツ少年団をはじめとした団体を中心となって清掃活動を行っています。今後も，行政としてこれらの団体が行う保全活動に対する積極的な協力・支援を行い，市民に対しても保全活動の紹介などを通じて，参加・協力の呼びかけに努めます。

「豊かな自然環境の保全に向けた協力・支援」に向けた重点施策

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 自然環境保全のための清掃活動などに対する支援・協力体制づくり☐ 開発抑制に係る指導，緑化推進の指導☐ 都市計画・土地利用計画などにおける自然環境への配慮☐ ウミガメ保護に向けた調査・研究☐ 生態系の保全，種の多様性の確保☐ 水辺の豊かな生物を創出するための川づくりの推進☐ 自然環境にかかわる専門家等の育成の推進☐ 子どもたちの自然保護意識向上のための自然体験学習などの推進☐ 住民参加型の環境観察会の企画・検討☐ 風景を守るために住民・事業者に対する自主的な清掃活動協力の呼びかけ |
|--|

点目標⑨：「阿久根市田園環境整備マスタープラン」に基づく農村づくり

平成14年に改正された土地改良法により農業農村整備事業の実施に当たっては、環境との調和に配慮する必要があります。本市では平成14年に阿久根市田園環境整備マスタープランを策定しています。また近年、地域の特性にあった田園環境の創出・野生生物保護などを図りながら、農村の整備を推進します。

「阿久根市田園環境整備マスタープランに基づく農村づくり」に向けた重点施策

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 里山・田園環境の保全による身近な生物の保護☐ 田園風景の保存・里山づくりの推進 |
|--|

4 「自然や文化にふれあうことができるまちづくり」の重点目標及び重点施策

本市の様々な自然や文化とのふれあいを進めていくために、以下に示す目標及び施策を重点的に進めます。

重点目標⑩：親水・親緑空間の創造

自然とふれあうことができる水辺や緑地を有効活用することで、人と自然とのふれあいを深めていくことができるものと考えます。これまでも子どもたちを対象に海岸での自然体験学習やネイチャーゲームを実施しており、行政と民間団体が協働しグリーンツーリズム、ブルーツーリズムなど自然体験を主体とした体験型観光に取り組んでいます。今後も河川改修や森林の手入れと併せて、人と自然がふれあうことができる空間づくりを進めていきます。

「親水・親緑空間の創造」に向けた重点施策

- ☐ 海岸の管理・河川の改修における親水性に富んだ整備・ネットワークづくりの推進
- ☐ 住民参加による人が水辺と親しめる空間・遊歩道などの整備の促進
- ☐ 住民による海岸清掃活動、ホタル・メダカの保護活動に対する協力支援
- ☐ 海岸・河川における環境モラル啓発看板の設置
- ☐ 自然環境資源を活用したイベント（ネイチャーゲーム等）の企画・開催の検討
- ☐ 海洋性スポーツの振興及び指導者の育成
- ☐ 市民がふれあえる里山的な環境の創出を目指した「環境の森づくり」の推進
- ☐ 農林水産資源を生かした体験型観光の創出

重点目標⑪：文化財継承の推進

郷土芸能については、地域の人口減少や少子高齢化により、その存続が危ぶまれる状況となっています。そのため、学校教育においては、郷土教育を推進し、児童生徒に郷土愛を育み、郷土芸能を含む地域文化財の保護や継承していくことの重要性を学ばせることも求められています。また、一部荒廃している文化財の保護、歴史民俗資料等の保存・活用に努めるとともに、文化・芸能活動を行っている団体を支援していきます。

「文化財継承の推進」に向けた重点施策

- ☐ 郷土芸能等の保存・承継の促進
- ☐ 文化的・郷土的景観を保全するために、文化財周辺の開発行為の抑制のための周知
- ☐ 植物・古墳などの文化財の保護に向けた体制づくり
- ☐ 文化・芸能の振興
- ☐ 文化活動の拠点の整備

5 「地球環境の保全と循環型地域社会づくり」のための重点目標及び重点施策

地球環境に配慮した取組を行うために、以下に示す目標及び施策を重点的に進めます。

重点目標⑫：再生可能エネルギー導入の推進

自然の豊かな本市において、自然の恵みを享受し続けるためには、環境の保全が大切です。温室効果ガスが発生しない風力発電・太陽光発電などのエネルギーの導入に取り組めます。

「再生可能エネルギー導入の推進」に向けた重点施策

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 公共施設における自然エネルギー式発電施設導入の検討☐ 自然エネルギー式発電施設の建設に対する積極的協力 |
|--|

重点目標⑬：「地球温暖化対策実行計画」の充実、有効利用

省エネルギーなどによる温室効果ガスの排出抑制，ごみ排出量の抑制や資源の有効利用に向けて，行政が率先して取組を実施するために，「地球温暖化対策実行計画」を策定し，実行していきます。この計画はより自然にやさしいものにするとともに，対外的に広くアピールを行うことで，市役所をはじめ市民・事業者に対して，地球環境に配慮した取組の実践を啓発します。

「地球温暖化対策実行計画の充実，有効利用」に向けた重点施策

- ☐ 公共施設のエネルギー利用の見直し
- ☐ 公共施設から出る用紙類，生ごみなどの減量化及び堆肥化
- ☐ 公共交通機関（肥薩おれんじ鉄道・バス等）の利便性向上や利用促進
- ☐ 公用車への低公害車の導入
- ☐ 公用車運転時のエコドライブの推進
- ☐ 取組の対外的アピールによる市民・事業者への啓発
- ☐ クールビズ・ウォームビズの推進
- ☐ 緑のカーテンの啓発

重点目標⑭：水の有効利用の促進

水は人間の生活や産業活動に決して欠くことのできないものです。安定して水を供給する体制を整備するとともに市が率先して節水や水の再利用などに取り組み，市民・事業者などに対する水の有効利用に向けた啓発・呼びかけを行います。

「水の有効利用の推進」に向けた重点施策

- ☐ 庁舎内の節水の推進（節水コマなど）
- ☐ 公共施設における雨水再利用の検討
- ☐ 節水に対する市民・事業者への啓発・呼びかけの実施
- ☐ 雨水貯留槽の利用に係る住民・事業者に対する啓発・呼びかけ
- ☐ 透水性のある道路舗装整備の推進
- ☐ 水源かん養林の保全・育成

重点目標⑮：リサイクルの推進

ごみの分別・リサイクルを推進するには、一人ひとりの意識の向上や取組が重要と考えます。ごみの分別・リサイクルの指導・助言を行う環境美化推進員を市民から任命することや回収した有価物の売却益の一部を各地区に還元することで、市民のリサイクル活動を支援していきます。

また、事業者のごみは自ら処分場へ運搬等していることから、一部では分別が不十分なまま排出されているおそれがありますので、事業者へのリサイクルの啓発を行っていきます。

「リサイクルの推進」に向けた重点施策

- ☐ 環境美化推進員制度の継続
- ☐ 有価物売却益の還元
- ☐ 市民グループや事業者による有価物収集への助成の検討
- ☐ 事業者へのリサイクルの啓発
- ☐ 住民・事業者に対する各種リサイクル法の啓発・情報提供
- ☐ 事業所ごみ分別対策員の積極的活用

重点目標⑯：「もったいない」の再認識

市民のマイバッグ利用を積極的に推進することで不要なごみの排出を減らしていきます。

また、フリーマーケットといった人から人へモノが循環する場の提供や支援を行うなどごみの発生自体をなくし、「もったいない」というモノを大切にする環境づくりを行います。

「もったいない」の再認識」に向けた重点施策

- ☐ 市民へのマイバッグ利用の呼びかけと小売店への協力への働きかけ
- ☐ モノを循環させる場（ガレージセール、フリーマーケット）の呼びかけ
- ☐ 宴会等で開始 30 分、閉会前 10 分は食事を楽しみましょう。（3010 運動）

重点目標⑰：「生ごみの堆肥化」の有効活用

家庭から排出される燃えるごみの多くは、生ごみが占めていると考えられています。市では平成２６年度から生ごみを減量することにより、ごみの減量化が図られることから生ごみ堆肥化モデル事業に取り組んでいます。

また、家庭で取り組める生ごみの堆肥化技術の普及啓発の一環としてダンボールコンポストの普及事業も取り組んでいます。

今後は農林水産業と連携して生ごみの堆肥化に係る産業界とのネットワークづくりに取り組みます。

「生ごみの堆肥化」の有効活用」に向けた重点施策

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 生ごみを有効利用していくための調査・研究☐ 生ごみ堆肥化モデル事業の拡大推進☐ 電動生ごみ処理機購入助成制度の周知及び普及拡大☐ ダンボールコンポストの普及☐ 農林水産業等と環境に係るネットワークづくりの推進 |
|---|

第5章

市民・事業者の取組

- 1 市民の取組
- 2 事業者の取組

1 市民の取組

現代の環境問題を引き起こしている原因の一つに、市民の日常生活に伴う資源・エネルギーの消費や廃棄物の排出などの増大が挙げられます。

私たち一人ひとりが、自らの行動と暮らしが環境への負荷の増大に大きく関わっていることを十分に認識し、大量消費・大量廃棄、資源・エネルギー浪費型のライフスタイル（暮らし方）を改善するとともに、環境を保全・創造するために積極的・自主的な取組を行っていくことが求められています。

また、市の実施する環境施策に協力するとともに、地域の様々な環境保全活動やリサイクル活動に積極的に参加することが必要です。

市民の皆さん一人ひとりに取り組んでいただきたい環境に配慮した取組目標を以下に示します。

（１）「環境を大切におもう意識を育てるまちづくり」の市民の取組

よりよい環境づくりを行っていくためには、市民の皆さんの意識改革，協力参加が必要不可欠です。

「環境を大切におもう意識を育てるまちづくり」のために、次のような行動に取り組みましょう。

「市民」の取組目標
☐ 家庭内で環境問題について考える機会をもちましょう。 ☐ 家庭で積極的に自然観察会・環境学習会などに参加しましょう。 ☐ 個人が有する本市の環境情報などを広く提供しましょう。 ☐ 地球環境問題についての認識，意識を深めましょう。（ポイ捨て，不法投棄などをやめるなどの身近なことから取り組んでいくべきことに対する意識をもつなど） ☐ 地区ごとの会合などにおいて学習会・啓発活動を推進しましょう。 ☐ 環境保全活動などのボランティア活動に参加しましょう。

(2)「やすらぎのある快適な生活環境づくり」のための市民の取組

自らが健康で快適に暮らせるよう、日常生活において公害の防止のために次のような行動に取り組みましょう。

「市民」の取組目標
☐ 自家用車運転時のエコドライブを推進しましょう。 ☐ 低公害車の購入を促進しましょう。 ☐ 自動車の利用をできるだけ減らしましょう。 ☐ 電車・バスなどの公共交通機関や徒歩・自転車の移動を促進しましょう。 ☐ 自家用車への無駄な荷物の積載をやめましょう。 ☐ 焼却物質の有害性に係る認識を向上しましょう。 ☐ 環境にやさしい洗剤利用，適正量使用を促進しましょう。 ☐ 使用済みのてんぷら油をそのまま排水口に流さないようにしましょう。 ☐ 三角コーナーや排水口に目の細かいネットをかけ，残飯などを流さないようにしましょう。合わせてひと絞りを行いましょう。 ☐ 合併処理浄化槽の設置及び適正な維持・管理を促進しましょう。 ☐ 楽器の演奏やオーディオ使用の際は音量や時間帯に配慮しましょう。 ☐ ペットのしつけやふんの始末など，飼い主としてのマナーを向上しましょう。 ☐ 焼却時に有害物質を出さない製品を購入・利用しましょう。

(3)「豊かな自然を守り育てるまちづくり」のための市民の取組

本市に残された貴重な自然環境を守り大切に育てていくために、次のような自然と共生した行動に取り組みましょう。

「市民」の取組目標
☐ 自然環境のシンボルでもあるウミガメを守りましょう。 ☐ 身近な自然として田園環境に関心を持ちましょう。 ☐ 野山の植物をむやみに採取しないようにしましょう。 ☐ 生態系に影響を与える外来種を持ち込まないようにしましょう。 ☐ 子どもたちに農業・漁業・林業とふれあい・理解してもらうために自然体験学習に参加しましょう。 ☐ ごみのポイ捨てをやめましょう。 ☐ 散乱ごみがひどい場所の清掃活動に協力しましょう。

(4)「自然や文化にふれあうことができるまちづくり」のための市民の取組

自然環境を単に保全するだけでなく、自らも積極的に緑の創出に努め、自然や文化とふれあう機会の創出に向けて、次のような行動に取り組みましょう。

「市民」の取組目標
☐ 海岸・河川にごみ投棄をしないようにしましょう。 ☐ 海岸・河川の清掃運動に参加しましょう。 ☐ 海岸に車を乗り入れないようにしましょう。 ☐ 水辺・緑の自然環境学習に参加しましょう。 ☐ 水辺・緑のふれあい活動に参加しましょう。 ☐ まちの歴史・文化遺産を学習しましょう。 ☐ 文化財保護・伝統芸能保存の取組に参加しましょう。

(5)「地球環境の保全と循環型社会づくり」のための市民の取組

地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題に対して、家庭や職場などの地域から取り組むために、次のような行動に取り組みましょう。

「市民」の取組目標（1/2）

- ☐ 散乱ごみがひどい場所の清掃活動に積極的に協力しましょう。
- ☐ ライフスタイルを見直し、経済的節約を含めた省エネ活動を実践しましょう。
- ☐ 太陽熱温水器・太陽光発電施設・風力発電を設置しましょう。
- ☐ 節電に取り組みましょう。
- ☐ 電化製品を適正に整備・管理しましょう。
- ☐ ガスや灯油の使用を節約しましょう。
- ☐ 過度のエアコン使用を抑制しましょう。（冷房 28℃以上，暖房 18℃以下に設定）
- ☐ エアコン・掃除機のフィルターをこまめに手入れしましょう。
- ☐ 使っていない部屋の照明・電化製品のスイッチ・主電源をこまめに切りましょう。
- ☐ テレビ・ビデオなどの使用時間を短縮しましょう。
- ☐ 酸性雨や紫外線に関心を持ちましょう。
- ☐ 家電リサイクル法に基づく冷蔵庫などの家電製品を捨てる時は販売店に持ち込みましょう。
- ☐ できるだけ同じ時間帯に入浴するよう心がけ、風呂の追い炊きをしないようにしましょう。
- ☐ 蛇口・シャワーから水・お湯を出したままにしないようにしましょう。
- ☐ 風呂の残り湯を洗濯・洗車・庭への散水に利用しましょう。
- ☐ トイレ流水量の減量化を行いましょう。（タンクの工夫など）
- ☐ 屋根に降った雨水を貯めて、生活用水や庭の散水などに利用しましょう。
- ☐ ごみのポイ捨てをやめましょう。
- ☐ 買い物時には過剰包装を断りましょう。
- ☐ 使い捨て商品は極力購入しないようにしましょう。
- ☐ リターナブル容器商品を購入しましょう。
- ☐ エコマーク商品など環境に配慮した商品を購入・利用しましょう。
- ☐ 生ごみ処理機などの利用によるごみの減量化を推進しましょう。
- ☐ せん定した枝や落葉などは焼却せず、堆肥化を促進しましょう。
- ☐ ごみ収集活動などに積極的に参加しましょう。
- ☐ 分別収集を徹底しましょう。

「市民」の取組目標（２／２）
☐ 生ごみの分別収集に協力しましょう。 ☐ 不用品のリユースやリサイクルを促進しましょう。 ☐ 故障品の修理・再使用を促進しましょう。 ☐ エネルギーの地産地消を促進しましょう。

2 事業者の取組

事業者は社会経済活動の主要な部分を占めており、それだけに発生する直接・間接の環境負荷も大きいものがあります。事業活動における、資源の採取、生産、加工、流通、販売、使用、廃棄・リサイクル等のライフサイクルのすべての段階において、公害の防止や自然環境の保全を行うことはもとより、製品等が消費者や他の事業者によって使用され、廃棄されることによる環境への負荷を低減させるような工夫を行い、再生資源等の環境への負荷の低い原材料やサービスを利用するように努めることなどが求められています。

そのために、環境保全に向けた自らの行動に係る具体的な計画を策定し、これを実行するための社内システムを構築することが必要となっています。また、市が実施する環境施策に協力するとともに、市民とともに様々な環境保全活動やリサイクル活動に積極的に取り組むことが必要です。

事業者の皆さんには、地域社会の一員として、自らの事業活動において環境保全行動を積極的に推進していただくため、以下のような環境に配慮した取組目標を示します。

(1)「環境を大切におもふ意識を育てるまちづくり」のための事業者の取組

環境の保全と創造は市民の努力だけでできるものでなく、事業者の皆さんの積極的な協力と参加により達成されるものです。地域総参加による環境の保全と創造を実現するために、次のような行動に取り組みましょう。

「事業者」の取組目標	
☐	従業員に対する環境行動実践に向けた指導，企業内勉強会を開催しましょう。
☐	地域の環境保全活動やリサイクル活動に事業所全体で積極的に参加しましょう。

(2)「やすらぎのある快適な生活環境づくり」のための事業者の取組

健康で快適に暮らせるよう、事業活動において公害の防止のために次のような行動に取り組みましょう。

「事業者」の取組目標
☐ 出張時は公共交通機関の利用を促進しましょう。 ☐ 営業車運転時のエコドライブを推進しましょう。 ☐ 低公害車の購入を促進しましょう。 ☐ 排水処理施設を法に基づき適正に設置しましょう。 ☐ 飲食店などにおける厨房排水に注意しましょう。 ☐ 農薬・化学肥料は適量・適正に使用しましょう。 ☐ 工場・事業所などにおける騒音・振動発生施設に対する適正な騒音・振動防止対策を実施しましょう。 ☐ 建設作業では、低騒音・低振動建設機械導入、又は低振動・低振動工法を導入しましょう。 ☐ 化学物質などを適正に使用し、不要となった化学物質は適正に処理しましょう。 ☐ 家畜や堆肥などからの悪臭発生を防止しましょう。 ☐ 使用済みの容器類、ビニール、漁網などを適正に処理しましょう。 ☐ 敷地内緑化を推進しましょう。 ☐ 建物の屋上・壁面緑化を推進しましょう。 ☐ 住民団体・市が行う緑化保全活動に協力・参加しましょう。

(3)「豊かな自然を守り育てるまちづくり」のための事業者の取組

本市に残された貴重な自然環境を大切に守り育てていくために、次のような自然と共生した行動に取り組みましょう。

「事業者」の取組目標
☐ 農地・水路・集落などの自然環境を保全しましょう。 ☐ 木竹材の有効活用を促進しましょう。(伝統工芸との結びつきを視野に入れた有効利用, 木炭, 竹炭の利用促進) ☐ 開発行為における自然環境への配慮を行いましょう。 ☐ 野生動植物の生息・生育場所を保全しましょう。 ☐ 自然環境に関する地域活動への参加・開催を推進しましょう。 ☐ 環境保全型農業を推進しましょう。(減農薬・減化学肥料の促進を図ることから取り組み, 将来的には無農薬・無化学肥料による有機農業の推進, 休耕地の有効活用など) ☐ 散乱ごみがひどい場所や事業所周辺の美化清掃活動を行いましょう。

(4)「自然や文化にふれあうことができる」ための事業者の取組

自然環境を単に保全するだけでなく、自らも積極的に緑の創出に努め、自然や文化とふれあう機会の創出に向けて、次のような行動に取り組みましょう。

「事業者」の取組目標
☐ 農業用水路やため池の水辺環境を維持・保全しましょう。 ☐ 海岸・河川にごみ投棄をしないようにしましょう。 ☐ 海岸・河川の清掃運動に参加しましょう。 ☐ 文化的・郷土的景観を保全するために文化財周辺の開発行為を自粛しましょう。

(5)「地球環境の保全と循環型地域社会づくり」のための事業者の取組

地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題に対して、すべての事業活動において取り組むために、次のような行動に取り組みましょう。

「事業者」の取組目標
☐ コスト縮減を視野にエネルギー使用量を計画的に削減しましょう。 ☐ 太陽熱温水器・太陽光発電施設・風力発電施設を設置しましょう。 ☐ オフィス機器・生産設備に省エネルギー型製品を導入しましょう。 ☐ 冷暖房機の過度の使用を控えましょう。(冷房28℃以上, 暖房18℃以下に設定) ☐ O A 機器などの未使用時には節電モードにしましょう。 ☐ 水源かん養山林を保全・育成しましょう。 ☐ 敷地内における土の面をできる限り残すようにしましょう。 ☐ 事業所内での節水を推進しましょう。 ☐ グリーン購入や環境にやさしい事務・事業を推進しましょう。 ☐ 買い物袋の配布量を削減しましょう。 ☐ ごみの減量化につながる商品(詰め替え商品, リターナブル容器商品など)の販売を推進します。 ☐ 簡易包装やノー包装を実施しましょう。 ☐ ごみの減量・リサイクルに係る責任者を配置しましょう。 ☐ 農業・林業・漁業などの産業活動から出る廃棄物を適正に処理しましょう。 ☐ 店舗に缶・ビン, 紙パック, 食品トレイなどの回収ボックスを設置しましょう。 ☐ 使用済みの農業用プラスチック(マルチ等)などを回収し, 適正処理・リサイクルを行いましょう。 ☐ コンポスト化を促進しましょう。 ☐ エネルギーの地産地消を促進しましょう。

第6章

計画の推進体制等

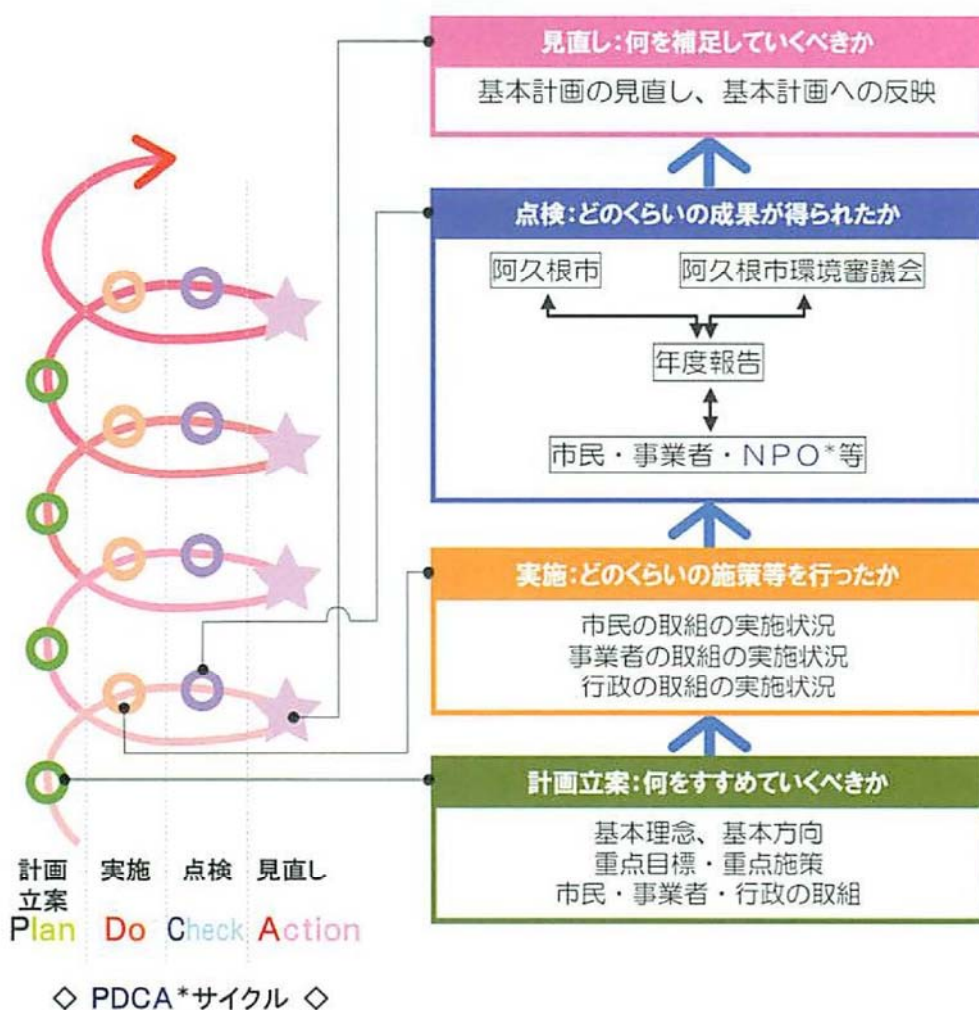
- 1 計画の推進体制
- 2 計画の普及
- 3 環境情報システムの整備（情報提供体制づくり）
- 4 調査・研究の推進
- 5 行政内部の連携・調査（進行管理）及び関係機関との連携強化

1 計画の推進体制

阿久根市環境基本計画は、行政、市民、事業者が共通の認識を持ち、それぞれが役割を果たすことによる施策の推進を軸として、基本理念、基本目標の達成を実現しようとするものです。

そのためには、単なる施策の提示のみにとどまらないよう、計画の普及と推進方策を明確にする必要があります。そこで、下記のような推進体制及び方策に基づき、計画を推進していきます。

阿久根市環境基本計画の推進体制



2 計画の普及

市民一人ひとりにはもとより、自治会などの市民の活動組織や企業、事業者団体などを対象に、計画の内容についての普及・啓発を図るため、阿久根市環境基本計画を行政、事業者、市民に広く公表し、計画の普及・啓発に努める必要があります。

計画の普及を図るために、計画の概要版の作成、広報・インターネットホームページによる市民・事業者への普及・情報提供を行います。

3 環境情報システムの整備（情報提供体制づくり）

行政内部、事業者、市民に対して環境に対する意識啓発を行い、計画推進の支援を行っていくに当たっては、環境に係る情報提供を実施していくことが必要不可欠です。そのために、行政においては環境情報を提供していくためのシステムづくりが必要です。

環境情報に係るシステム構築については、情報の処理が比較的容易に行うことができるデータベースソフトによる手法が考えられます。

データベースによる公開の手法としては、庁内のネットワーク上での公開やインターネットホームページ上での公開をベースとして、広報、環境専用情報誌の活用も考えて情報公開を図ります。

情報システムで担うべきデータに関しては、①市内で実施されている測定データ・モニタリングデータの蓄積、②技術革新が目覚ましい環境分野における様々な情報の整理、③環境関連法規などに係る情報の整理、④その他市内で作成した環境関連計画、環境関連資料の蓄積などが必要と考えられます。

4 調査・研究の推進

環境に係る情報は未確定要素が高いものや調査研究が進んでいないものが少なくありません。本市にかかわりが深いと考えられる環境項目に関しては、調査・研究を推進して環境に係る認識・知識の向上を図り、よりよい環境施策へとつなげていきます。また、事業者・市民が有する情報や研究成果などの提供についても呼びかけを行い、市民・事業者・行政一体となった調査・研究体制づくりについて検討していきます。

現時点で考えられる調査・研究の対象としては、脇本海岸などに産卵にやってくるウミガメの生態、自然エネルギー式発電施設導入への助成などが挙げられます。また、前回の計画で触れられている、生ごみの有効利用については、現在生ごみ堆肥化モデル事業を実施していることから、この事業の進捗状況等の周知が必要と考えます。調査研究の成果については、先に挙げられた環境情報システムの整備と連動させて、できるだけわかりやすいかたちで広く公表して、市民参加による環境に配慮したまちづくりの基礎となるように努めます。

5 行政内部の連携・調整（進行管理）及び関係機関との連携強化

環境施策の推進に当たっては、庁内関係各課の連携した取組が不可欠であり、常時、環境政策について横断的な調整が行える組織づくりが必要です。

庁内各課における取組に関して連携・調整を図り、計画で示された目標がどの程度達成されているかの評価を実施します。また、国・県などの関係機関との連携を強化し、国・県の環境影響評価の法制度などを踏まえて、各種開発事業などの計画段階における環境配慮を充実させていきます。

資料編

- 1 用語の解説
- 2 環境目標に係る各種基準等（参考）
- 3 阿久根市環境基本条例

1 用語の解説

ISO14000 シリーズ

国際規格認証機構（ISO: International Organization for Standardization）が 1996 年 9 月に発効させた国際統一規格としての環境マネジメント規格。ISO14000 シリーズとしていくつかの規格があるが、ISO14001（環境マネジメントシステム規格）が認証登録制度となっている。これは環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味しており、環境に配慮した経営を自主的に行っていることの証明になる。ISO14001 を取得した企業は、その成果を環境報告書として公表することや取引先に対してグリーン調達を求めるようになってきている。

アイドリング・ストップ

信号待ち、荷物の上げ下ろしや短時間の買い物などの駐停車の際に、自動車のエンジンを停止させること。また、そうした行動を推奨する運動を指す場合もある。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を主たる目的として、アイドリング・ストップ運動とも言われることもある。

日本では、1996 年に環境省が提唱、燃料費の節減にもつながることから、会社全体で取り組む事例や、条例により不必要なアイドリングの禁止を規定している地方自治体もある。最近では、信号での停止時にギアをニュートラル位置に切り替えるなどメインスイッチを切らなくてもエンジンを停止できる装置も開発され、大都市の路線バス等を中心に普及が進みつつある。

アジェンダ 21

1992 年にリオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議（地球サミット）で採択された、21 世紀に向けて持続可能な開発を実現するために各国政府がとるべき具体的な行動計画を示したものを指す。

アメニティ

豊かな緑、さわやかな空気、静けさ、清らかな水辺、美しいまちなみ、歴史的な雰囲気など、身の回りのトータルな環境の快適さのことで、快適環境と訳されることも

ある。1977年に OECD 環境委員会から「日本は汚染を減少させたが、国民の環境に対する不満を除去することには成功していない。それは環境質の悪化、すなわち快適さが確保されていないことにある」と指摘されたことを契機に当時の環境庁（現環境省）が、快適環境づくりを環境行政上の重要課題として位置付けて検討を始めた。1984年からは快適環境づくりを展開しようとする市町村に対して計画策定を補助する「アメニティタウン計画」事業が開始され、今日では、「持続可能な社会」の構築、地域における「循環」と「共生」という考え方を反映した快適環境づくりが推進されており、これにより、地域独自の自然・歴史資源を活用しながら、各主体が連携して快適環境づくりに取り組んでいる市区町村の表彰が行われている事例もある。

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄の酸化物の総称で、一酸化硫黄（SO），三酸化二硫黄（S₂O₃），二酸化硫黄（SO₂），三酸化硫黄（SO₃），七酸化二硫黄（S₂O₇），四酸化硫黄（SO₄）などがある。石油や石炭などの化石燃料を燃焼するとき、あるいは黄鉄鉱や黄銅鉱のような硫化物鉱物を焙焼するときに排出される。

大気汚染物質としての硫黄酸化物は、二酸化硫黄、三酸化硫黄及び三酸化硫黄が大気中の水分と結合して生じる硫酸ミストが主となる。硫黄酸化物は水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因にもなる。硫黄酸化物による大気汚染問題については、高煙突、重油脱硫技術、排煙脱硫技術、天然ガスなどへの燃料転換などの普及により沈静化した。

インバーター

直流の電力を電圧・電流・周波数の制御された交流電流に変換する装置。蛍光灯やエアコン等に採用されており、省力化を図ることができる。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す。主な内容としては、アイドリングストップの励行、法定速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられる。

エコツーリズム

環境学習の要素を持ち、自然を探訪するツアーや農山漁村や地域の風土・文化等を訪ねるツアーのこと。

エコマーク商品

環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。消費者が環境的によりよい商品を選択するときの基準となるように導入され、1990年2月にスタートした。

メーカーや流通業者の申請を受けて、環境省所管の（財）日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許される。環境保全効果だけでなく、製造工程でも公害防止に配慮していることが必要。

エコマークの認定された商品は、100%古紙のトイレットペーパーや流しの三角コーナー用の漉紙など、2013年6月現在、56類型で5,291製品（契約者数は1,691社・団体）にのぼる。

エコライフ

私たちの生活がまわりの環境や私たち自身に影響を及ぼしている現状を認識し、少しずつでも何らかの行動を起こしていけるような生活スタイルをおくること。

SS → 浮遊物質量

SO_x → 硫黄酸化物

SPM → 浮遊粒子状物質

NO_x → 窒素酸化物

NGO (Non Governmental Organization) NPO (Non Profit Organization)

NGOとは、政府や国連の機関ではなく、非営利の立場から国際活動を行っている民間団体。国際的な組織から草の根レベルのものまで様々なものがある。

日本では非営利活動を行うNPOを含んで市民運動組織全般をNGOと指す場合が多い。また、NPOとは、ボランティアが共通の目標の元で集まり、規約や代表者を定め、事

務局として有給の専従スタッフを置いた組織を指す。広い意味ではボランティア団体のほか、市民活動団体、財団法人、社会福祉法人、生協などを指す。

オゾン（O₃）層の破壊

オゾン（O₃）は、空気又は酸素中で放電するときに生じ、紫外線の照射、黄燐が空气中で酸化する場合にも生ずる臭気のある気体である。オキシダントの主成分はオゾンであるといわれている。オゾンが豊富に存在する地上から10～50kmの気圏をオゾン層という。オゾン層は生物に有害な紫外線を吸収するため、生物の存在に不可欠である。近年、大気中に放出されたフロンガスが成層圏のオゾン層を破壊するため地表に到達する有害な紫外線量が増加し、人や生態系に影響を及ぼすおそれがあるとされ、大きな問題となっている。この問題に対処するため、生産量の削減等について国際的な取組が行われている。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。

温室効果ガスにより地球の平均気温は約15℃に保たれているが、仮にこのガスがないと－18℃になってしまう。

産業革命以降、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速されている。97年の第三回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF₆が削減対象の温室効果ガスと定められた。

快水浴場百選

環境省では、人々が水に直接触れることができる個性ある水辺を積極的に評価し、これらの快適な水浴場を広く普及することを目的として「美しい」、「清らか」、「優しい」、「豊か」という水辺に係る新たな評価軸に基づき、全国100か所を選定している。

化学的酸素要求量（COD:Chemical Oxygen Demand）

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。

測定方法は世界的には重クロム酸ナトリウムで酸化する方法が一般的だが、日本では日本工業規格 K0102（工場排水試験方法）に準拠して、硫酸酸性で過マンガン酸カリウムにより沸騰水浴中（100℃）で30分間反応させたときの消費量を測定し、試料中の有機物の汚濁度を算出する。

なお、二価鉄や亜硝酸塩などの存在によって測定値が高くなる場合がある。

環境基準では、河川にはCOD値は設定されず、湖沼及び海域で類型によりあてはめることとなっている。また、水質汚濁防止法（1970）に基づき排出水の規制のための基準値が定められている。

合併処理浄化槽 → 浄化槽

家電リサイクル法

家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律。1998年5月制定。経済産業省・環境省所管。対象となる使用済み廃家電の排出者は、廃家電を小売業者に引き渡し、収集・運搬費用とリサイクル費用を支払う。小売業者は、これを引き取り製造業者へ引き渡し、製造業者は、引き取った廃家電を定められた率以上にリサイクル（原料としての利用又は熱回収）する。

リサイクル率は、重量比でテレビ55%、エアコン60%、冷蔵庫と洗濯機50%。一般家庭から排出される廃家電は年間約60万トンにのぼり、そのほとんどが埋め立て処分されてきたことから、資源の有効利用と廃棄物減量のため同法が制定された。拡大生産者責任をはじめて法的に制度化したものであるが、排出者（消費者）が費用負担するのは使用済み・小売業者引き渡し時であるので、不法投棄を誘発するとの指摘もある。

ガレージセール・フリーマーケット

ガレージセールとは、いらなくなった私物をガレージ（場合によっては庭や部屋）に並べて売るといふ個人が開く不用品バザーを指す。各家庭でいらなくなったものを

個人単位で他人に販売する仕組みで、不用物を販売する人々が公園などに集まって行うものをフリーマーケットという。フリーマーケットは日本でも盛んになりつつあり、定期的に実施している団体もある。

環境影響評価（環境アセスメント）

道路、ダム事業など、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称。

1969年にアメリカにおいて法制化された NEPA（国家環境政策法）に環境アセスメントの沿革が求められ、環境配慮のための民主的意思決定、科学的判断形成方法として考案されたのが、もともとの意味での環境アセスメントである。米国においては複数の代替案から最適案を選出する手続が最大の特徴になっているが、わが国の環境アセスメントにおいては代替案の比較検討を必須要件とせず、環境基準等の環境保全目標をクリアしているか、環境影響を低減させるための最大の努力を図ったかで評価することとしている。しかし、評価手法、評価手続の客観性の確保、環境アセスメントの結果そのものの拘束力の確保など、課題が残されており、より早期にアセスメントを行う戦略的環境アセスメントの導入の必要性が指摘されている。

環境家計簿

家庭での買い物や電気、ガス、水道、あるいは自動車の利用などCO₂換算して環境負荷を計算する家計簿のこと。自分の家庭でのCO₂排出状況などを知ることによって意識啓発を行い、家庭でのCO₂排出など環境負荷の削減を進める手法。

環境基本法

それまでの公害対策基本法、自然環境保全法では、対応に限界があるとの認識から、地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993年に制定された。環境省所管。基本理念としては、（1）環境の恵沢の享受と継承等、（2）環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、（3）国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。このほか、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計

画，経済的措置など）が順次規定されている。また，6月5日を環境の日とすることも定められている。

環境基準

環境基本法（1993）の第16条に基づいて，政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し，及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。政府は，公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより，環境基準の確保に努めなければならないとされている。これに基づき，大気汚染，水質汚濁，土壤汚染，騒音などに関する環境基準を定めている。また，これら基準は，常に適切な科学的判断が加えられ，必要な改定がなされなければならないと規定されている。なお，ダイオキシン類に関しては，ダイオキシン類対策特別措置法（1999）を根拠として，大気汚染，水質汚濁及び土壤汚染の環境基準が定められている。

環境基本計画

環境基本法（1993）の第15条に基づき，政府全体の（1）環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱，（2）環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて案を作成し，閣議決定により政府の計画として定めることとされている。策定のプロセスにおいては，パブリックコメントの募集や各種団体との意見交換など，国民参加の促進を図っている。1994年12月に策定され，2000年12月の改定を経て，2006年4月から第三次環境基本計画として定められている。政府が一体となって進める施策とともに，多様な主体に期待する役割についても示している。循環，共生，参加，国際的取組を長期的目標に据え付けて，地球温暖化対策，循環型社会の形成，交通対策，水循環の確保，化学物質対策，生物多様性の保全，環境教育・環境学習などに重点をおいて施策を展開していくこととされている。

環境ホルモン

正式には外因性内分泌かく乱化学物質という。内分泌かく乱物質などと省略することも多い。環境中にある物質が体内に取り込まれ，ホルモン作用を乱す（かく乱する）という意味で，環境ホルモンと通称される。

シーア・コルボーン他著による「奪われし未来」やデボラ・キャリバリー著による「メス化する自然」により内分泌かく乱化学物質が世界的な関心を集めた。

研究者や機関によって定義が確定していないが、「環境ホルモン戦略計画 SPEED' 98」（2000年11月改定）では「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常ホルモンの作用に影響を与える外因性の物質」とし、疑われる化学物質として65物質を挙げている。なお、2005年3月には新たな対応方針として「ExTEND2005」を公表している。

京都議定書

1997年の地球温暖化防止京都会議で採択された気候変動枠組条約の議定書。2008～12年の間にCO₂など6種類の温室効果ガスの排出量を、先進国全体で1999年より5.2%減らすことを決め、EU全体で8%、米国で7%、日本で6%など国ごとの削減目標値も定められた。

クリーンエネルギー

石油・石炭・天然ガス、放射性物質といった、環境や人に負荷を与える副産物（二酸化炭素、その他の化学物質など）を生むエネルギー以外のものを指す。太陽光発電、風力発電、地熱発電、燃料電池発電、ごみ発電などがクリーンエネルギーとして挙げられる。

グリーン購入法

2001年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。国が物品を購入する際には環境に配慮されたものを購入しなければならないとするものである。たとえば、再生紙のノートや低公害車などである。地方公共団体は国に準ずるものとされ、民間は努力規定となっている。

しかしながら、民間でもISO14001の認証取得企業ではグリーン調達基準を作成し品質、価格、納期に加えて環境配慮を行うようになってきている。

1996年2月にグリーン購入ネットワーク（GPN）が企業、自治体、消費者団体やNGOなどで設立されグリーン購入ガイドラインに基づいて環境負荷配慮商品の選定が行われている。

グリーンコンシューマー

環境に配慮した行動をする消費者をいう。例えば、エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入する。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者である。このような消費者が増大することで、リサイクル商品をはじめとする環境配慮商品が市場に出回る効果を持つ。

広義には、ごみの分別や省エネルギーに取り組むエコライフを実践する生活者や、環境配慮商品をグリーン調達する企業も含まれる。

グリーンマーク商品

グリーンマークは、古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として財団法人古紙再生促進センター(以下「センター」)が1981年5月に制定したマーク。グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であることだが、トイレットペーパーとちり紙は、古紙を原則として100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として50%以上原料に利用したものである。古紙を原料に利用している製品には、紙や紙製品のほかに断熱材などに使用されるセルローズファイバーやペット用の敷料など、紙以外の製品もあり、これらもマーク表示の対象となる。また、いろいろな商品の包装用に使われる段ボール箱や紙箱などは、箱の素材となる紙に古紙を利用していれば、箱自体を製品と見なしてマーク表示の対象となる。グリーンマークを表示するためには、センターの承認とそのための手続などが必要となる。

建築副産物

建築工事に伴って副次的に生ずるもので、建設発生土等の再生資源や廃棄物を含む。

公害

環境基本法では、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採

のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう」と限定的に定義している。社会・経済的な実態に基づいてより広く捉える考えもある。近年では、広い視野で環境問題に取り組むことが重要という認識から、より広い概念として環境汚染、環境破壊、環境問題などの用語が一般に使用されている。

公害防止計画

既に公害が著しいか人口・産業の急速な集中などで著しくなるおそれのある地域で、公害の防止に関する施策を総合的に講じるための計画。発生源に対する各種規制、土地利用の適正化、公害防止に資する事業等が盛り込まれている。環境基本法第17条の規定により、環境大臣が指示し、都道府県知事が環境基本計画を基本として作成することとなっている。1970年12月に四日市、岡山・倉敷などの地域で策定され(当時は、公害対策基本法に基づいて)その後全国の主要な工業都市、大都市が順次追加されてきている。公害防止計画に基づき実施される一定の事業には、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(公害財特法)により、国の補助率嵩上げなどの優遇措置が講じられている。

光化学オキシダント(0x)

大気汚染防止法(1968年)は第23条の緊急時の措置で、光化学オキシダントの注意報・警報の発令を規定している。注意報に該当する光化学オキシダント濃度は、常時監視の測定データが1時間値で0.12ppmを超えた場合とされ、気象条件からみて汚染が継続すると認められるとき、都道府県知事はテレビ・ラジオ等を通じて一般への周知、固定発生源や自動車に排出や走行の自粛を求めるなどの措置がとられる。これを「注意報」と呼ぶ。毎年の注意報発令の日数は、気象条件等に大きく影響され、変動が著しいが、平成に入ってから延べ日数で100日～200日程度で推移している。また、さらに汚染状況が悪化して、人の健康や生活環境に重大な被害が生ずるような場合は、警報の発令を規定している(同法第23条第2項)。光化学オキシダントの警報濃度は0.4ppm。この場合に都道府県知事は、固定発生源に対しては命令、自動車走行については公安委員会の措置要請を行うとされている。この法定濃度とは

別に、都道府県等により光化学オキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上で気象条件から見て汚染の状態が継続すると認められるときにオキシダント警報を発令される。1970年代前半は毎年数日程度の発令があったが、その後は気象条件により発令される年と発令されない年があった。最近では2002年に2日発令された。

公共下水道

公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きよである構造のものをいう（下水道法、1958年）。主として市街地で実施される「公共下水道」及び農山漁村部や観光地などの環境を守るために実施される「特定環境保全公共下水道」等がある。国土交通省によると2014年度末の下水道処理人口普及率は77.6%（前年比0.6%増）、下水道整備人口が約9,775万人。普及率が50%を下回る都道府県が7県ある。（福島県は公表対象外）

20世紀の下水道事業は遅れている社会資本の整備拡大の観点から推進してきたが、21世紀は「住みやすい暮らしの場づくり」、「健全な水循環・良好な水環境の創造」、「持続可能な都市の構築」を新たな目標とする必要がある。

なお、主として市街地において公共下水道事業が当面行われない区域においては、局部的な雨水の排除を目的とした都市下水路が整備される。

国際エネルギースタープログラム

0A 機器の待機時の消費電力における省エネルギー制度で、日米両国の合意のもと実施されている。一定の省エネルギー基準を満たした製品に国際エネルギースターロゴが表示される。1992年にEPA（米国環境保護庁）によって開始された制度で、1995年からは米国、日本等が協力して実施する国際的な制度となっている。なお、日本では経済産業省が運営している。制度開始当初は、コンピュータ本体とモニタの2つの製品カテゴリーのみが対象であったが、2003年現在、40以上の製品カテゴリーと、これに含まれる約28,000の製品が対象とされている。これらはいずれも家庭用ないし業務用の電気・電子機器であるが、このほか、一般住宅（1995

年)，オフィスビル（１９９９年），病院（２００１年），スーパーマーケット（２００１年）といった建造物も対象に加えられている。

コンポスト

生ごみや下水汚泥，浄化槽汚泥，家畜の糞尿，農作物廃棄物などの有機物を，微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたものをいう。

３Ｒ活動

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。「循環型社会形成推進基本法」は，この考え方にに基づき，廃棄物処理やリサイクルの優先順位を（１）リデュース，（２）リユース，（３）リサイクル，（４）熱回収（サーマルリサイクル），（５）適正処分と定めている。３Ｒに「リフューズ（Refuse＝ごみになるものを買わない）」を加えて「４Ｒ」，さらに「リペア（Repair＝修理して使う）」を加えて「５Ｒ」という場合もある。

酸性雨

酸性雨とは，化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられる pH の低い雨・霧・雪などの（湿性沈着）及びガスやエアロゾルの形態で沈着するもの（乾性沈着）の総称。雨滴以外の霧や雪などを強調する場合に「酸性霧」「酸性雪」などと特定して称することもあるが，代名詞的に「酸性雨」若しくは「酸性降下物」と呼ばれることが多い。

なお，中性の水は pH7.0 を示すが，大気中の二酸化炭素が炭酸イオンとして雨水に飽和状態になった時に pH5.6 を示すため，「pH5.6 以下の酸性の雨」と定義されることもある。しかし，火山性の酸性物質や海洋地域における海塩粒子の溶解など自然発生源の影響によって，pH のバックグラウンド値は地域により様々な値を示し，とき

に 5.6 より低く、5 前後になることもある。むしろ人為的な影響によって pH が酸性側にシフトする現象を指す概念といえる。

COD → 化学的酸素要求量

自然公園

すぐれた自然の美しい風景地を保護しつつ、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された地域。日本では自然公園法に基づき、国が指定する国立公園と国定公園、都道府県が指定する都道府県立自然公園などが整備されている。

自然公園の中心となる「国立公園」は、1872年3月1日にアメリカ合衆国第18代グラント大統領が「イエローストーン公園法」に署名したことで誕生したのが世界で最初の事例。日本では、1931年に制定された国立公園法により、1934年3月に瀬戸内海、雲仙、霧島の三つの国立公園が誕生した。1957年には国立公園法が自然公園法に替わり、国立公園に加えて、国定公園、都道府県立自然公園の制度が整備され、現在の自然公園の体系ができた。

2015年3月末現在、日本全国に401箇所（国立公園32、国定公園56、都道府県立公園313）、約540万haの自然公園が整備され、日本の面積の14%強を占めている。

持続可能な開発

Sustainable Development の訳。国連の「環境と開発に関する世界委員会（WCED）」がまとめた考え方で、短期的利益のために資源、環境を浪費し、環境破壊、貧困をまねく従来の開発のあり方を改め、開発と環境保護の両立を図り、次代以降の世代の利益を損なうことがないような開発を進めていくこと。

自動車リサイクル

自動車の廃車時における適正処理とリサイクル及び再資源化を推進し、環境を保全、循環型社会をつくることを目的として、2002年に公布された法律の通称。正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号）。使用

済自動車のリサイクルと適正処理において、自動車メーカー、輸入業者、販売者、解体業者など自動車関係業者の役割と義務を定め、また消費者にもリサイクル費用の支払を義務づけ、廃棄物の削減、資源の有効利用、不法投棄の防止、環境保全をより一層進めようとするもの。経済産業相の諮問機関である産業構造審議会が2001年6月に基本方針を決定、2002年の通常国会に「自動車リサイクル法案」として提出し、同年7月に成立。段階的に施行され、2005年1月に完全施行となった。

浄化槽

水洗トイレ汚水（し尿）と、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理する装置。処理水は終末処理下水道以外に放流される。市町村の設置する「し尿処理施設」は含まない。具体的には、1戸建ての住宅で利用される家庭用浄化槽から、集合住宅や住宅団地、集落で利用される共同排水処理施設などを指す。し尿のみを処理する「単独浄化槽」（生活雑排水は未処理で放流）と、生活雑排水もあわせて処理する「合併浄化槽」の2種類があるが、浄化槽法（1983年）の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では浄化槽といえば合併浄化槽を意味するようになってきている。下水道と同レベルの浄化能力を持ち、原排水の汚濁物質の9割方は除去される。設置に際しては、国と自治体の補助金交付制度が適用され、個人負担を軽減している。

振動レベル

人が感じる振動の強さを表す指標として使われる量で、振動のエネルギーの大きさを示す振動加速度レベルを振動感覚補正特性で補正したもの。振動レベルは、人体の全身を対象とした評価尺度として、鉛直振動感覚補正特性によって補正した測定値として算出されている。単位はデシベル（dB）である。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。また水質汚濁防止法（1970年）に基づく排水基準が定められている。BODが高いとDOが欠乏しやすくなり、10mg/L以上で悪臭の発生等が

みられる。なお、BOD は生物によって代謝されやすい有機物を表現しているもので、代謝されにくい物質は測定値のなかに入っていない。また排水中に生物に対して有毒な物質が含まれていると、生物の活性を低下させるため、実際よりも低い値となる。一方、長時間の BOD 測定でアンモニアや亜硝酸のような無機物質による酸素消費がみられると、測定値が実際よりも高くなる場合がある。似たような指標に COD がある。（環境基準では湖沼と海域では COD で定められている。）これは、河川は流下時間が短く、その短い時間内に生物によって酸化されやすい有機物を問題にすればよいのに対して、湖沼や海域は滞留時間が長く、有機物の全量を問題にする必要があること、また湖沼には光合成により有機物を生産し、溶存酸素の消費・生成を同時に行なう藻類が大量に繁殖していることから、BOD の測定値が不明瞭になることなどによるとされる。

節水コマ

節水コマとは、水道の蛇口の中にあるコマと呼ばれる部品で、これを通常のものから節水コマに取り替えれば、蛇口を半分ぐらいあけた場合で、水量が普通コマ 12ℓ／分に対し、節水コマ 6ℓ／分と 50% の節水効果がある。コマの交換作業は簡単に行えるため、各家庭の水道蛇口に節水コマを取り付けることによって、全体として、かなりの節水効果が期待される。

ゼロエミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型社会システム。1994年に国連大学が提唱した考え方。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすること。具体的には、生産過程での歩留まり（原材料に対する製品の比率）を上げて廃棄物の発生量を減らしたり、廃棄物を徹底的にリサイクルする。国内では、環境管理の国際規格 ISO14001 の普及や埋め立て処分費用の上昇とあいまって、工場のゼロエミッションに取り組む企業が増えている。

騒音レベル

JIS に規定される指示型の騒音計で測定して得られる dB（デシベル）数であり，騒音の大きさを表す。一般には騒音計の聴感補正回路 A 特性で測定した値を dB（A）で表す。騒音の環境基準，規制基準などはすべて，騒音レベルによる。

等価騒音レベル

時間とともに変動する騒音（非定常音）について，一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつであり，通常，騒音レベルは時間とともに変動するため，その評価にあたっては，一定の測定時間内でこれに等しい平均 2 乗音圧を与える連続定常音の騒音レベルを使用している。単位はデシベル（dB）である。

ダイオキシン類

PCB に構造に近い有機塩素化合物で，「ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン」の略称。塩素の付加する位置や数で，75 種類の異性体があり，なかでも「2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラダイオキシン」は，史上最高の毒物といわれる。日本でもごみ焼却場での生成，紙・パルプの塩素漂白工程での生成などからダイオキシンが検出され問題となっている。

大腸菌群数

大腸菌群数は，大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい，水中の大腸菌群数は，し尿汚染の指標として使われている。大腸菌群数は，検水 1 ml 中の個数（正確には培養後のコロニー数）又は，検水 100ml 中の最確数（MPN）で表される。測定方法は，試料の連続した希釈 4 段階を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に植種し，35～37℃，48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし，各試料量における陽性管数を求め，これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。

大腸菌群数の生活環境の保全に関する環境基準値は類型別に定められており，河川は AA 類型の 50MPN/100mL 以下～B 類型の 5000MPN/100mL 以下，湖沼は AA 類型の 50MPN/100mL 以下～A 類型の 1000MPN/100mL，海域は A 類型で 1000MPN/100mL 以下となっている。

第5次阿久根市総合計画

21世紀を迎え、本市のまちづくりの方向性や施策のあり方などを明確化した基本計画。基本構想，基本計画，実施計画で構成される。

地球環境問題

人類の将来にとって大きな脅威となる，地球的規模あるいは地球的視野にたった環境問題。（1）地球温暖化，（2）オゾン層の破壊，（3）熱帯林の減少，（4）開発途上国の公害，（5）酸性雨，（6）砂漠化，（7）生物多様性の減少，（8）海洋汚染，（9）有害廃棄物の越境移動 —の9つの問題が主に認識され，かつ取り組まれてきているが，厳密な定義がなされているものでもない。

地球温暖化

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線の一部吸収して，宇宙空間に逃げる熱を封じ込める現象を温室効果という。近年，温室効果をもつといわれる二酸化炭素，メタン，メロンガス等の濃度が増加しており，気候が温暖化する可能性が指摘されている。

地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律において地方公共団体に策定が義務付けられた計画。市町村行政において，温暖化抑制のための具体的な取組を実行していくものである。

地球温暖化対策推進大綱

平成14年3月に改正された大綱で，京都議定書で定められた削減約束を達成するため，新エネルギーの導入，森林等の吸収量の確保などを柱として，地球温暖化対策を進めていく考え方のもとに決定されています。

地球サミット

1992年6月、人類の共通課題として地球環境保護に取り組むことを目的に、ブラジルのリオデジャネイロで世界180カ国の政府、非政府機関（NGO）が参加し開催された会議。

窒素酸化物（NO_x）

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。通称ノックス（NO_x）ともいう。大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主である。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。そこで、健康影響を考慮した大気環境基準は二酸化窒素について定められているが、排出基準は窒素酸化物として基準値が決められている。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガスのひとつである。

鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づいて環境大臣又は都道府県知事が指定する区域のこと。一般に、環境大臣が指定したのを国指定（以前は国設）鳥獣保護区、都道府県知事が指定したのを県（都道府）指定（以前は県設）鳥獣保護区と呼んでいる。鳥獣保護区の存続期間は20年以内と定められている。鳥獣保護区の区域内では狩猟が禁止されている。また、多様な鳥獣の生息環境を保全するために、管理及び整備を行うが、地権者には鳥獣保護施設が設置されることについての受認義務が生ずる。鳥獣保護区内で特別に鳥獣の保護繁殖を図ることが必要な場合、環境大臣又は都道府県知事は区域内に特別保護地区を指定することができることとされている。特別保護地区内では、一定の開発行為について許可が必要となる。また、特別保護地区内には、レクリエーション目的の人の立ち入り、自動車やバイクなどの乗り入れが規制される特別保護指定区域を指定することができる。2014年度の全国の鳥獣保護区面積は合計3,651,834ha。

低公害車

既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。地球温暖化，地域大気汚染の防止の観点から，世界各国で技術開発，普及が進められている。新エネルギー，新エンジンの技術開発により，窒素酸化物，粒子状物質，二酸化炭素が併せて低減できるものが一般的。日本では，電気自動車，圧縮天然ガス自動車，メタノール自動車，ハイブリッド自動車等が実用化され，その普及のための導入補助，税制優遇など支援政策が展開されている。この他，LPG 車，希薄燃焼エンジン車，ソーラー自動車，水素自動車，燃料電池自動車，エタノール自動車，バイオディーゼル自動車等多種多様なものがある。2001年に定められた「低公害車開発普及アクションプラン」では，「低燃費かつ低排出ガス認定車」も低公害車に加え，実用段階にある低公害車を2010年までのできるだけ早い時期に1,000万台以上を普及させることにしていた。これに対して，2010年3月末現在の全国の普及台数は約2,055万台となっている。

低騒音・低振動建設機械

建設工事に伴う騒音，振動の発生をできる限り防止し，生活環境保全と円滑な施工を図るために定められた「低騒音型・通信同型建設機械の指定に関する規定」（平成9年建設省告示第1536号）で指定された建設機械を指す。

デシベル

騒音レベルや振動レベルの単位で，電話の発明者であるベルにちなんで名づけられた単位である。デシは10分の1を意味する接頭語であり，デシベル (dB) はベル (B) の10分の1ということになる。

デポジット制度

製品価格に一定金額の「デポジット（預託金）」を上乗せして販売し，製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより，製品や容器の回収を促進する制度。「預かり金払い戻し制度」と言うこともある。スウェーデンのアルミ缶のデポジット制度やノルウェーの自動車のデポジット制度などがある。使用済み製品や容

器の回収率が上がりリサイクルや適正処理が進む、ごみの散乱が防げる、などのメリットがある。

田園環境整備マスタープラン

地域の合意のもと、市町村が作成する農業地域の環境保全に関する基本計画を環境保全の基本方針や地域の整備計画を定めるとともに、対象地域を「環境創造区域」（自然と共存する環境を創造する区域）又は「環境配慮区域」（工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域）に区分することとしている。

天然記念物

学術上貴重で日本の自然を記念する動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）として文化財保護法（1950年）に基づき指定されたもの。これらの中には長い歴史を通じて文化的な活動によりつくり出された二次的な自然も含まれている。なお、天然記念物のうち特に重要なものは「特別天然記念物」に指定される。天然記念物の現状変更や指定された天然記念物に影響を及ぼすと考えられる行為は、全て規制の対象となる。文部科学大臣が指定するもの（2014年3月現在、1,011件が指定されている）の他、都道府県、市町村が条例に基づき指定するものもある。

二酸化炭素（CO₂）

常温常圧では無色、無臭の気体で、水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示す。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。地球大気中での濃度は微量であるが、温室効果を持ち、地球の平均気温を15℃前後に保つのに寄与してきた。大気中濃度は、産業革命以前280ppm程度であったが、産業革命以降、化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などによって、年々増加し、今日では398ppm程度にまで上昇した。なおも増加しており、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっている。

ネイチャーゲーム

1979年、米国ナチュラリスト、ジョセフ・コーネル氏により発表された自然体験プログラムでいろいろなゲームを通して、自然の不思議や仕組みを学び、自然と自分が一体であることに気づくことを目的としている。自然に関する特別な知識がなくても、豊かな自然のもつ様々な表現を楽しめるゲーム。

廃棄物

廃棄物処理法（1970年）では、廃棄物は「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）」と定義されている。廃棄物処理法上は、気体は廃棄物に含まれない。

「不要物」について、1971年に旧・厚生省環境整備課長通知で“占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になったもの”との解釈が示された。この「自ら利用」とは、他人に有償売却できるものを占有者が使用することで、有償売却できない場合は該当しない。廃棄物処理法では、物の性状だけでなく、排出状況・通常取扱形態・取引価値の有無・占有者の意思等を総合的に勘案して判断（いわゆる総合判断説）する。廃棄物のリサイクルに際して処理業の許可を要することがリサイクル推進の阻害要因との指摘や、「不要でないリサイクル可能物」として不当に放置される事例多発など適正処理の観点から廃棄物の定義等にかかわる議論も盛んになっている。

ハマジンチョウ

常緑の熱帯植物で漏斗状の紫の花を11月から4月頃まで開花する。普通は種子島以南に生育し、潮風の吹く温かい海辺やその付近の淡水地に育つ種だが、本市では潟地区に自生し、九州本島唯一の自生地として昭和28年に県の天然記念物に指定された。

pH（水素イオン濃度）

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。一般に「水素イオン濃度」といわれることもあるが、正確には、水素イオン濃度の逆数の常用対数を示す値。pH 試験

紙や pH 計などで簡易に測定できる。pH が 7 のときに中性、7 を超えるとアルカリ性、7 未満では酸性を示す。河川水は通常 pH6.5～8.5 を示すが、河口での海水の混入や、石灰岩地帯や田畑など流域の地質、生活排水、工場排水などの人為汚染、夏期における植物プランクトンの光合成等の要因により酸性にもアルカリ性にもシフトする。河川における pH の環境基準は類型別に定められており、「6.5（あるいは 6.0）～8.5」を地域の状況によりあてはめる（類型あてはめ）。ただし、pH 値は厳密には温度によって変化するので、調査に当たっては測定時の水温も付記する必要がある。一方、雨水中の溶存物質等により、雨水が強い酸性を示すことがあり、pH5.6 以下の雨を酸性雨と定義づけている。これは、大気中に存在する炭酸ガスが雨水に溶解込み平衡状態になったときの値が 5.6 のため。ただし、人間活動がない場合でも火山からの二酸化硫黄（SO₂）の放出や、海洋からのジメチルサルファイドの放出による硫酸イオンの生成など、自然活動によっても雨水が酸性化することがあり、特に海洋近傍では pH5.0 前後がバックグラウンド値となる。

光害（ひかりがい）

照明などの漏れ光が障害光となって周辺環境に影響を及ぼすこと。その例としては、①照明光が明るくて眠れない、②都市部の光が、大気中の水分や塵などで拡散されて夜空が明るくなり、天体観測等に影響を及ぼす、③街頭などによって農作物が生育不良となる、④冬に落葉樹が葉をつけている、などが挙げられる。

微小粒子物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その大きさが 2.5 μm（2.5/1000 mm）以下の非常に小さな粒子のことで、発生源としては、化石燃料の燃焼、土壌（黄砂）や火山噴出物及び大気汚染物質等の化学反応などである。また、健康への影響としては、粒子が非常に小さいことから、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系疾患（喘息など）への影響、肺がんなどのリスク上昇の懸念及び循環器系への影響の懸念が考えられる。

PM2.5 の係る環境基準としては、平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号で 1 年平均値が 15 μg（15/1000 g）/m³以下かつ 1 日平均値が 35 μg/m³以下とされている。

県では、県民が屋外で活動する機会の増える日中の行動の参考となるよう、平成25年3月から、国が示した注意喚起のための暫定的な指針に該当する場合には、「PM_{2.5}に関する注意情報」を発表することとしています。

浮遊物質（SS）

水中に浮遊又は懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のことで、沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。SS、懸濁物質と呼ばれることもある。検体の水をガラス繊維ろ紙（孔径1μm、直径24～55mm）を用いてろ過し、乾燥したのちろ紙上に捕捉された量を秤量する。検体の水1リットル中の重さに換算して浮遊物質とする。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがある。排水の排水基準、公共用水域の環境基準、下水道への放流基準で規制されている。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基本法（1993年）に基づいて定められる環境基準では、粒径10μm以下のものと定義している。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼす。年平均100mg/m³になると呼吸器への影響、全死亡率の上昇などがみられることなどが知られている。このためSPMの環境基準は、1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下、1時間値が0.20mg/m³以下、と定められている。汚染状況について、年平均値は近年ほぼ横ばいからゆるやかな減少傾向が見られる。平成25年度の環境基準達成率は、一般環境大気測定局で86.7%、自動車排出ガス測定局で100%。

フロン

フロンは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物（CFC、HCFC、HFC）の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン（Chlorofluorocarbons；CFCs）と呼んでいる。

これらの物質は、化学的に安定で反応性が低く、ほとんど毒性を有しない。また揮発性や親油性などの特性を持っており、冷蔵庫などの冷媒、半導体などの精密な部品の洗浄剤、ウレタンフォームなどの発泡剤、スプレーの噴射剤などとして幅広く使用されてきた。しかし、特定の種類のフロンは対流圏ではほとんど分解されずに成層圏に達し、そこで塩素を放出してオゾン層を酸素原子に分解することがわかってきた。これがいわゆるオゾン層の破壊である。こうした状況を受け、オゾン層の保護に関するウィーン条約やオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書により規制が進められることとなった。国内でも、オゾン層保護法（１９８８年）やフロン回収・破壊法（２００１年）などにより対策が進められている。

フロン回収・破壊法

オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロンを大気中にみだり放出することを禁止し、業務用冷凍空調機器やカーエアコンの破棄時におけるフロンの適正な回収及び破壊処理の実施等を義務づけた法律で正式名称を「特定製品に係るフロン類の改修及び破壊の実施の確保等に関する法律」といい、平成１４年１０月から全面施行されたが、平成１７年１月から自動車リサイクル法による規制となっている。さらに、回収率が３割程度である業務用冷凍空調機器のフロン類の回収率向上を図るため、平成１９年１０月から、改正法が施行されている。

ヘゴ

市の最北八郷に自生するヘゴ科の木生シダ。熱帯・亜熱帯性のシダ植物で国内では、小笠原、紀伊半島南部、甌島、西南諸島などに見られ、本市のヘゴは九州本島自生地北限である。昭和４３年に市の天然記念物に指定された。

保安林

森林法（１９５１年）に基づく森林保護制度（法第２５条～４０条）。水源かん養，土砂崩壊などの災害の防備，生活環境の保全などの特定の公共目的のために必要な森林を，農林水産大臣又は都道府県知事が保安林として指定。保安林においては，その保全と適切な施業の実施による保安機能の確保のため，森林所有者に作為，不作為の義務が課せられている。また，一方で私権制限の程度に応じて租税の減免等の措置が講じられている。保安林の種類は１７種類で，２００１年３月時点で延べ面積９，５４５千ha（実面積８，９３０千ha）となっている。保安林の歴史は古く，古代まで遡ることができ，江戸期には各藩で留山等の措置が設けられ，明治期になり１８９７年に成立した森林法で保安林制度が成立した。

道の駅

①道路利用者のための「休憩機能」，②道路利用者や地域の方々のための「情報交流機能」，③「道の駅」をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共々に行うための「地域の連携機能」といった機能をもつ道路の施設を指す。

民間非営利団体（NPO）

NPOとは，Non-Profit Organizationの略，でボランティアが共通の目標のもとで集まり規約や代表者を定め，事務局として有給の専従スタッフを置いた組織を指す。広い意味ではボランティア団体のほか，市民活動団体，財団法人，社会福祉法人，生協なども含まれる。

猛禽類（もうきんるい）

飛翔力が強く，鋭いくちばしと爪をもち，他の鳥類や哺乳類・爬虫類などを捕食する大型の鳥の総称。ワシタカ目とフクロウ目の総称として用いられることが多い。現在，日本で繁殖する猛禽類（フクロウは除く）は１６～１８種類程度，越冬や渡り途中に通過するもの１３種類程度が知られている。

モニタリング

施設や設備の運転状態，大気や水質などの状態を監視すること。

要請限度

騒音規制法においては，市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために，測定に基づき，道路管理者などに意見を述べ，都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値が要請限度である。

溶存酸素量（D0）

水中に溶解している酸素の量のこと，代表的な水質汚濁状況を測る指標の1つ。酸素の溶解度は水温，塩分，気圧等に影響され，水温の上昇につれて小さくなる。酸素の溶解度が小さくなると同時に，光合成の原料となる二酸化炭素の溶解度も低下して光合成速度が落ちるため，水中の溶存酸素濃度は低下する。一方で，水温の上昇によって生物の活動は活発化し，呼吸や有機物の好氣的分解による酸素消費速度量が増加する。一般に清浄な河川ではほぼ飽和値に達しているが，水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると，好氣的微生物による有機物の分解に伴って多量の酸素が消費され，水中の溶存酸素濃度が低下する。溶存酸素の低下は，好気性微生物の活動を抑制して水域の浄化作用を低下させ，また水生生物の窒息死を招く。一般に魚介類が生存するためには3mg/L以上，好気性微生物が活発に活動するためには2mg/L以上が必要で，それ以下では嫌気性分解が起こり，悪臭物質が発生する。

リサイクル

ごみを原料（資源）として再利用すること。「再資源化」や「再生利用」といわれることもある。具体的には，使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収したものを，利用しやすいように処理し，新しい製品の原材料として使うことを指す。狭義には，新製品に使う原料として再資源化（再生利用）する「マテリアルリサイクル（原料リサイクル）」を意味する概念として限定的に用いられる。広義には，ごみを燃やして，その際に発生する熱をエネルギーとして利用する「サーマルリサイクル（熱回収）」を含めた概念として用いられる。さらに広義には，使用済み製品からまだ使え

る部品を取り出し、新製品に組み込む「部品のリユース（再使用）」も含めてリサイクルと呼ばれることもある。循環型社会形成推進基本法（２０００）では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を（１）リデュース（ごみの発生抑制），（２）リユース（再使用），（３）（狭義の）リサイクル，（４）熱回収，（５）適正処分—としている。

リターナブル容器商品

繰り返し使用が可能な容器。中身を消費した後の容器を、販売店を通じメーカーが回収し、洗浄して再び使用する容器を指す。例えば、ビールびんは平均２０～３０回、一升びんは６回ほど繰り返し使用される。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合（IUCN）が、１９６６年に初めて発行したもの。IUCN から発行された初期のレッドデータブックはルーズリーフ形式のもので、もっとも危機的なランク（Endangered）に選ばれた生物の解説は、赤い用紙に印刷されていた。日本でも、１９９１年に『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルで環境庁（現・環境省）がレッドデータブックを作成し、２０００年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。また、ほとんどの都道府県において、都道府県版のレッドデータブックが作成されているかあるいは作成準備中である。英語の頭文字をとってRDBと略称される。また、作成者を表すため環境省版RDB、都道府県版RDBなどと言われることが多い。

2 環境目標に係る各種基準等（参考）

大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二 酸 化 硫 黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm～0.06ppm 内又はそれ以下
ベ ン ゼ ン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

音に係る環境基準 （一般地域）

地域の類型	基 準 値	
	昼 間（午前 6 時～午後 10 時）	夜 間（午後 10 時～午前 6 時）
A A	50dB 以下	40dB 以下
A	55dB	45dB
B		
C	60dB 以下	50dB 以下

（道路に面する地域）

地域の区分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間の特例	70dB 以下	65dB 以下

自動車騒音の要請限度

地域の区分	環境上の条件	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 斜線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 地域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB
幹線交通を担う道路に近接する空間の特例	75dB	70dB 以下

水質汚濁に係る環境基準—人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg／l 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg／l 以下
六価クロム	0.05mg／l 以下
砒素	0.01mg／l 以下
総水銀	0.0005mg／l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg／l 以下
四塩化炭素	0.002mg／l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg／l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg／l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg／l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg／l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg／l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg／l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg／l 以下
チウラム	0.006mg／l 以下
シマジン	0.003mg／l 以下
チオベンカルブ	0.02mg／l 以下
ベンゼン	0.01mg／l 以下
セレン	0.01mg／l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／l 以下
ふっ素	0.8mg／l 以下
ほう素	1mg／l 以下
1, 4 -ジオキサン	0.05mg／l 以下

水質汚濁に係る環境基準－生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	基 準 値				
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50mg/l 以下	5 mg/l 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100mg/l 以下	2 mg/l 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2 mg/l 以上	—

水質汚濁に係る環境基準－生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	基 準 値				
	水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質（油分等）
A	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	検出されないこ と。
B	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	検出されないこ と。
C	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	—

窒素及び磷に係る環境基準（海域）

類型	基 準 値	
	全窒素	全磷
I	0.2mg/l 以下	0.02mg/l 以下
II	0.3mg/l 以下	0.03mg/l 以下
III	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下
IV	1 mg/l 以下	0.09mg/l 以下

ダイオキシン類に係る基準

項 目	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質	1 pg-TEQ/l以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下
底 質	150pg-TEQ/g 以下

3 阿久根市環境基本条例

私たちの郷土阿久根市は、南北40キロメートルに及ぶ海岸、人々にやすらぎをもたらす田園風景、四季の移ろいを伝える山々など美しい自然環境に恵まれている。

私たち阿久根市民は、この美しい自然のなかで、豊かな恵みを受けながら健やかな生活を営んできた。

しかし、これまで社会の繁栄を支えてきた大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済活動は、環境に大きな負荷を与えており、オゾン層の破壊、異常気象、地球温暖化等地球的規模で環境に影響を及ぼしている。

このような環境への負荷をできる限り低減し、かけがえのない財産である本市の自然を守り、育て、そして次の世代へ引き継いでいくことは、私たちの責務である。

そのためにも、私たちは、環境が生きるものの根源であることを認識し、自らの生活、社会経済活動を見直し「自然と人が共生するまちづくり」を進めるため、すべての市民参加の下に健全で恵み豊かな環境を築き、これを将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福

祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、自然と人間との共生を基本として、環境への負荷の少ない資源の循環を基調とする社会が構築されるように適切に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっているという認識の下に、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

4 環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全について自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全に関する活動への積極的な参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(市の施策)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本とし、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、河川、海岸等における多様な自然環境が適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、ゆとりとうるおいのある快適な環境が保全されること。
- (4) 自然と調和した良好な都市景観及び居住環境が形成されること。
- (5) 環境教育及び広報活動の推進により環境に対する意識の高揚が図られること。
- (6) 地球環境の保全に適切な配慮がなされること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、阿久根市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全について配慮するものとする。

(環境学習等の推進及び自発的活動の促進)

第10条 市は、環境に関する学習及び教育の推進並びに環境に関する広報活動の充実により、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに環境の保全に関する活動が自発的かつ積極的に行われるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進)

第11条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び環境の負荷の低減に資する製品等の利用並びに廃棄物の減量、再利用及び適正な処理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量、再利用及び適正な処理に率先して努めるものとする。

(市民及び事業者への支援)

第12条 市は、市民及び事業者による環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援に努めるものとする。

(環境審議会)

第13条 環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、阿久根市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、環境基本計画その他環境の保全に関する基本的事項を審議する。

(審議会の組織)

第14条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 環境の保全に関し学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他市長が適当と認める者

(審議会の委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第16条 市は、環境の保全を図るため必要があると認めたときは、国及び他の地方公共団体と連携してその施策を推進するとともに、国及び他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(推進体制)

第17条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全についての施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間団体等と協働して、環境の保全についての施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。